AZ
668
3

0056224000

0056224-000

ＡＺ－６６８－３

国民徴用読本

厚生研究会・編

新紀元社

１９４４

AJB

L28X-9

國民徵用讀本

厚生省勤勞局監修
厚生研究會著

新紀元社

OF-93

國民徵用讀本

厚生研究會著

新紀元社

AZ
668
3

序　文

國民徴用制度は、米英に斷乎勝ち抜く國民勤勞動員の根幹となる重要な法規であるが、殘念ながら國民全般に未だこの制度の意義、内容などについて、眞に徹底してゐないうらみがある。

然して、國民徴用に關する適切な書籍が、未だ世に殆ど見當らないとき、今回日頃厚生省を擔當し、勤勞行政に精通する厚生省記者會の有志諸君が相寄りて著はした本書は、國民徴用の目的、意義とその運營など全般について懇切、丁寧に解說され、誰が讀んでも一見して國民徴用制度のすべてを把握することが出來るよき指導書だと信ずる。

戰局益々苛烈を極め、生産增强を期して所謂「白紙動員」が愈々活潑化せんと豫想される折柄、國民諸氏は、この一書により國民徴用制度に關する知識を充分に修め生産決戰必勝を期して挺身敢鬪せられんことを期待してやまない次第である。

昭和十九年七月

厚生省勤勞局長　中村敬之進

036678
875946

はしがき

「産業應召」といふ言葉で知られる國民徴用制度は、戰局凄絶を極める現下我が國勤勞動員の中核的方式となつたといつてよい。少しくわれわれの周圍をかへりみれば、關係者に一人や二人徴用されてゐないものはあるまい。それほど徴用はこんにち普遍化して來たのであるが、徴用とはいつたい如何なるものか、世間で案外に認識されてゐないのは遺憾に堪へぬ。

そのために徴用を徒らにおそれたり、不安がつたり、これに對し無知であつたりすることは、一億戰鬪配置についての總力發揮の支障となること尠しとせぬ。ここに鑑みるところあり本書は徴用とは如何なるものであり、どのやうに運用されてゐるかを明かにし、誰でも何の不安もなく進んで産業應召の出來るやう、國民徴用制度を解說した。而も指導者層にも實際に應徴する者も亦應徴中の者にも座右の書たり得るやう凡ゆる考慮を拂つたつもりだ。

先づ（一）において國民徴用が何故必要か、現在の勤勞動員の狀況を明かにし、（二）で

國民徴用はどんなことか、國民徴用令を中心に逐條解釋を試みた。さらに（三）では具體的に如何に運用されるか、應徴士の最も聞きたいところを餘すところなく解明し、（四）では各種の疑問が即座に氷解し得るやう、色々の場合をあげて解答を附しておいた。從つて讀者はその必要に應じどこから讀んで行つてもよい仕組になつてゐるから非常に便利であるが、結局は全部を讀まれることをわれわれとしては希望する。これによつて讀者が産業應召の心構へをシツカリと確立出來れば、本書の目的は達せられるのである。

終りに本書刊行に當り厚生省中村勤勞局長より序文を賜はり、且つ勤勞當局が監修の勞をとられたことに對し感謝の誠を捧げたい。

昭和十九年七月

厚生研究會同人

目次

一 國民徴用は何故必要か……（三）

1大東亞戰と人の問題—2勞務動員の進展—3勞務再配置の徹底—4交戰各國ではどうか—5皇國勤勞觀の滲透

二 國民徴用とはどんなことか……（四七）

1國民徴用令の意義—2どんな人が徴用されるか—3徴用の手續はどうか—4徴用銓衡はどうするか—5社長徴用の場合はどうか—6出頭・徴用の變更その他—7給與その他はどうなるか—8信賞必罰の徹底—9應徴士の扶助制度—10職域徴用と女子徴用の問題

三 徴用はどう運用されるか……（八八）

1「出頭命令書」が來たら—2「徴用令書」が屆いたら—3應徴後の訓練、錬成—4賃金と差額補給—5徴用扶助と援護の仕組

四　徴用百問答……（一四三）

1醫療・扶助・援護などについて—2補給金・賃金・各種の手當—3徴用・徴用解除・移動・その他の質疑

附　錄……（一八五）

1國民徴用令—2國民徴用令施行規則—3應徴士服務紀律—4國民徴用扶助規則—5國民徴用扶助規則施行細則準則—6國民徴用扶助規則運營方針及事務取扱要領

國民徴用讀本

一　國民徴用はなぜ心要か

1　大東亞戰と人の問題

'一機でも多くを'、'一隻でも多くを'といふことがいま前線將兵より銃後への衷心からの叫びである。物量を恃みとする敵に對し同じ量を必要とするといふのではない。或る一定の割合ひさへ確保出來れば、完全に傲慢不遜の敵の鼻ッ柱を嫌といふほど叩きつけることが出來るといふのだ。だからわれわれは'一機あれど飛機なし'との嘆きを第一線の將兵に味はさせては相濟まぬ。航空機と船舶——これを頂點として軍需生產が今や飛躍的に增强されなければならぬのである。ところで航空機と船舶とはともに綜合的な組立工業であるから、これの飛躍的增强をはからうとすれば、勢ひその關聯工場が一齊に飛躍的生產を敢行しなければならぬ。そのためにこれが原動力た

る人間をより多く必要とすることはここに贅言を要しまい。政府が今回「決戰非常措置要綱」を策定して國民動員を強化し、女子挺身隊組織の徹底化をはかつたり、學徒動員をさらに積極的に前進せしめたり、勤勞意欲の昂揚をはかつたりしてゐるのは正にこれに對しての施策といつてよい。しかしながら、單に人間が大量に必要であると抽象的に認識されてゐたのでは駄目だ。もつと具體的にハッキリとその必要である所以が分つてゐることが先づ以て肝要といはねばならぬ。

大東亞戰爭が我が肇國の大精神たる八紘爲宇の大理想顯現にあることは申すまでもない。東亞諸民族を米英の支配から解放し、大東亞共榮圈を建設し、以て世界の眞の平和を招來することは、しかし生易しい業ではないことも十分覺悟しなければならぬ。東條首相がこのことについて

「惟ふに大東亞戰爭は、ただに東亞の運命を決するのみならず、實に世界史の動向を定むべき振古未曾有の大戰爭である。この戰において、舊秩序の指導者であつた米英兩國の最後の苦鬪反擊が深刻强烈を極め、勢ひ戰ひの長期にわたることは免れ難きところである。しかも東亞恒久の安定と世界の眞の平和とを確立し、肇國の大理想を顯現するの途は、斷じてこの大戰を戰ひ拔くの外はないのであるから國民は全力を盡し、いかなる艱苦にも堪へて最後の勝利を獲得しなければならぬ」

と國民の總蹶起を促してゐるのは、誠に至言である。支那事變をも含めた今次の大東亞戰爭が、實に典型的な近代戰爭にして國運を堵しての大力戰であることをわれわれは戰爭の樣相日に悽絶を加へる今日、いよいよ深く感ぜずにはをれない。最早、前線銃後の別なく、われわれ一億は老幼男女を問はず應分に戰ひの部署につかねばならぬ。

前の歐洲大戰當時、イギリスのキッチナー元帥は「近代戰爭に必要なものは三つのmである」と喝破したが、その三つのmとは人(Man)と金(Money)と物(Materials)とを指し、中でも人の問題が第一に擧げられてゐた。それは何といつても兵力がなければ戰爭は出來ないし、またいかに資材や資金が豐富にあつたにしても、勞力が缺けてゐては尨大な軍需を賄ふことは不可能なのであるから、この兵力と勞力とを十分確

保せずして戰爭を行へば不利であるにきまつてゐる。ドイツが前大戰に一敗血に塗れたのは兵力の問題でなく、銃後の勞力不足にあつたと說く人もあるくらゐであつて、勞力の問題は、戰爭遂行上、兵力と並行して最大の重要問題といふも過言ではないのである。では戰爭はいかほど勞力を必要とするか。先づ前大戰に例をとると、ドイツでは戰線の兵士一人に對して工業勞務者二・三一人、鑛山勞務者〇・二四人、計二・五五人を要したといはれてをり、またフランスに於いても二・八八人を要したとのことである。イギリスに於いても、軍需品製造に直接關係した勞務者だけで一・六人だつた。つまり、前線で一萬人の兵士が十分に活躍をするためには銃後に三萬人近くの軍需勞務者が活躍しなければならぬことになる。前大戰に於いて既にさうだとすれば、その後加速度的に兵器が飛躍發達した今日、勞務者の重要さが如何に增して來たかはここに說明するまでもあるまい。早い話が、今度の歐洲大戰に於いて、ドイツが對ポーランド軍事行動をとつた際、行動の最初の三日間は空軍のみ出動して飛行機工場の機銃掃射によりポーランドの空軍基地、飛行機工場を第一に、ついでドイツとポーランドとの國境に向つてゐたポーランドの大軍の主力を破壞したのであつたが、この三日間に使用したドイツ機關銃彈の總量は、前大戰に於ける激戰地ヴェルダンにおいて前後四年間にドイツ軍と聯合國軍との双方が打ちまくつた機關銃彈の合計よりもなほ少し多かつたといふことである。而もその三日間の機銃彈消費高はドイツに於ける一日の製造能力の約八割にしか當らないといふのだから驚ろくのほかない。これによつてみても如何に軍需生產に力が傾注されて來たかが想像されるのであり、その裏付けとなる勞力が如何に大量に要求されるに至つたかが判るではないか。

フランスの近代機械化戰の權威といはれるドブネー將軍の計算によれば、今日、二人乘戰車一臺が戰線で活躍し得るためには、銃後に四十六人の勞務者を必要とし、また飛行機一臺を飛ばすためには同じく六十人を必要とすることになつてゐる。ソ聯における計算によると、この數字はさらに大きく、戰車一臺について七十人、飛行機一臺につい百二十五人となつてゐる。かくて全體的にみて、戰線における兵士と銃後の勞務者との比は「今日の戰爭」の著者ポンニーをしていはしむれば、陸上防禦、空

中攻撃の場合は兵員一人に對し勞務者九人半、陸上攻撃、空中援助の場合は同じく十二人乃至十二人半を絶對に必要とすることになつてゐる。またロンドン・タイムスの報するところによれば、兵員一人に對し十一人乃至十三人とされてゐるから、大體このあたりの人數が世界的に妥當な數字といつて差支へないやうである。もつて兵器の進歩發達した今日、いかに銃後における人の問題、即ち「勞力」が必要であるかが明かになつたであらう。

實際、勞力にして不足すれば、軍需品の充足は覺束ないのである。幸ひ皇軍の緒戰における赫々たる戰果により、我が國は南方の豐富なる資源を掌中に收めることを得た。從つてこの資源を活用し得るならば物の面においてはいささかの不安もなしといふも過言ではない。然しこれを如何にして活用し戰力化するかといふことは大問題である。地下資源はこれを開發し、所要の場所へ輸送しなければ何の役にも立つまい。原材料もこれを加工しなければ、軍需資材とはならない。ところで輸送するためには船舶と鐵道が必要だし、加工するには幾多の機械を準備せねばならぬ。而もこれらの

ことは結局人の力によつてなしとげられるのであるから人の動員如何が物の有無を決定すると考へて間違ひはない。例へば軍需生産の原動力ともいふべき石炭などは勞力の如何が出炭量を支配するのであるが、厚生省調査によれば、石炭一瓲があれば、銑鐵半瓲をつくることが出來、また石炭によつて電力を起すならば、石炭一瓲で一戸當二十ワットの電球を一個一日五時間つけることにして約一萬戸の家に電燈がつくのである。またガスを起せば、石炭一瓲で普通の家庭二百軒以上のものが一ケ月間使ふ量を起すことが出來る。その他セメントについてみても、石炭一瓲で三瓲のセメントをつくることが出來、さらに石炭一瓲あれば、特別急行列車を（四月一日からなくなつたが）凡そ百キロ走らすことが出來る。この百キロといふ數字は東海道線でいへば大體東京熱海間の距離に一寸足らぬ程度である。また今日、食糧確保が緊急施策となつてゐるが、石炭一瓲あれば、これでもつて硫安約一瓲半をつくることが出來、それによつて米八十石がつくれる勘定となるのである。勿論、これらのものを生産するには、石炭一瓲あれば萬能といふわけでなく、それぞれの原料を必要とすることはいふ

までもないが、しかし、假りにそれらの原料があつても、この石炭一噸がなければ、全くもつてどうともならぬ話である。かやうに石炭の増産は各方面に重要な關係を及ぼすのであるが、同様なことは鐵鋼その他についてもいへるのであつて、實に勞務の確保は我が軍需生産上今日における緊急なる要請といはなければならぬ。

2　勞務動員の進展

戰爭は尨大なる勞働力を必要とするからといつて、しかし、國民が各自思ひ思ひに勞働力を國家に捧げても、その目的は達せられない。可能な限り多くの勞務給源が開拓され、それが國家の必要とする部面に計畫的に配置され、その全能力を發揮するのでなければならぬ。そこで國家としては勞務統制を行ふこととなるが、支那事變以來今日までの勞務動員は大きくいつて三つの段階を經て來たといへる。第一の段階とは支那事變の勃發前後から大東亞戰直前までで、この時期においては狹義における勞務者をのみ統制の對象としたのであつた。それが日獨伊三國同盟の締結以來、英米の對日

壓迫は露骨を極め、我が國は生産擴充を至上命令とするに至り、いはゆる勞務臨戰體制が昭和十六年八月廿九日に閣議決定をみ、ここに廣く國民動員的性格へと變化した。これが大東亞戰に突入して以後非常に寄與したのであるが、戰局いよいよ凄絶を極める現段階に至るや、一億戰鬪配置につくべき、國民動員の强化の段階へと前進した。今これら三段階の辿つたあとを少しく詳細にみることにしたい。

我が國に於いては滿洲事變を契機として軍需産業、重工業が勃興したことは周知のごとくである。これが支那事變によつて拍車を加へられ、我が國産業界は一般軍需工業、生産擴充産業への急速度な再編成を要望されるに至り、その結果これらの部門における勞務者の量的な不足と質的な低下が甚だしくなつて來た。そこで政府はこれが對策の第一歩として、昭和十三年四月「職業紹介法」を全面的に改正して、それまで失業救濟機關であつた職業紹介所の機能を根本的に改變して、勞務資源の開拓と勞務配置を主として取扱はしめることとし、さらに紹介所をもつて職業指導や職業の補導を行はしめることとなつたのである。從つて紹介所の役割が從前に數倍して重要性を

もつて來たため、市町村營から國營にして先づ全國三百六十二ヶ所に國家直營の紹介所を設置し、その内容も整備擴充したのであつたが、十六年二月には紹介所の名稱を仕事の内容にふさはしいやうにといふので國民職業指導所と改稱した。その後指導所は五百四十ヶ所に擴張されたが、戰局の苛烈化につれ國民勤勞動員の第一線機關としての名實かねそなへた名稱、本年三月一日「國民勤勞動員署」と看板換へをした。ともあれ、その第一歩を職業紹介法の改正によつて勞務問題の解決を目ざした政府は、事變の進展につれ、國家總動員法に基いて次々に勞務統制關係の勅令を公布施行したのであつた。さうしてこの國家總動員法における勞務統制關係の規定は、第一に臣民徵用（第四條）がある。戰時に際し國家總動員上必要ある場合に帝國臣民を徵用して總動員業務に從事せしめることが出來るのであつて、本書で取扱ふ國民徵用制度は實にこれに基くものなのである。

第二は國民協力（第五條）である。戰時に際し國家總動員上必要あるときは、帝國臣民および帝國法人その他の團體をして、國、地方、公共團體または政府の指定する

民間人の行ふ總動員業務について協力せしめることが出來るのである。

第三は勞務統制（第六條）で、政府は戰時に際し、國家總動員上必要のある時は、從業者の使用・雇入・就職・從業・若しくは退職・賃金・給料その他の從業條件について必要な統制をなし得るのである。本條は、最初は事業主側に對する規制であつたが、勞務者側に對しても必要な命令をなし得るやう、十六年三月の總動員法の改正に伴つて改められたのである。

次に第四は爭議統制（第七條）である。政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは、勞働爭議の豫防、解決に關し必要な命令をなし、または作業所の閉鎖、作業又は勞務の中止その他の勞務爭議に關する行爲を制限または禁止することが出來るのである。

これらは、いはゆる戰時規定と稱されるものであつて、そのほか平戰兩時に通ずる規定としては第一に國民登錄（第二十一條）があり、第二に技能者養成（第二十二條）

があ る。

さうして勞務統制の先登を切つて總動員法の發動をみたのは第六條に基く「學校卒業者使用制限令」であつた。軍需工業部門を中心に最初一番痛感されたのは技術者及び熟練工の不足といふことであつた。そこで既成の技術者、熟練工の爭奪戰が行はれる一方、新年度の鑛工關係學校卒業者の採用を繞つて事業主間に猛烈な爭奪戰が展開された。その結果、技術者の適正配置が不可能となつたので、昭和十三年八月、これに制限を加へて以後割當制を採用することとなつたのである。しかし引續く工場の擴充、新設は次第に工場勞務者の量の方面でもその需要を充たし得なくなつたので、今度は一般勞務者の引抜合戰が演じられるに至つた。それがため「從業者移動防止令」を制定してこれを禁じ、また平和產業方面には出來るだけ雇入れの人數を制限して時局產業へ振向けるやうにするため「青少年雇入制限令」を公布した。この二勅令は昭和十七年一月「勞務調整令」と銘打つて一本建になり、さらに雇入・就職・退職等の制限が强化された。

一方、技能者を養成して熟練工不足にそなへ、職業能力を登錄しておいて、必要とあれば、これに基いて國民徵用令による「白書召集」を行ひ、或は「工場就業時間制限令」を設けて勞務者の過勞を避けるやうにし「賃金統制令」によつて賃金の凹凸を調整し、また福利施設を勸奬して勞務者の生活條件を改善したりした。これらはいづれもその時々の勞務事情に即應して、第四條、第六條、第二十一條、第二十二條に基いて順次發動されたのである。しかも昭和十六年十月からは「國民勞務手帳法」が實施されて一層移動規制は强化された。

しかし大東亞戰爭のはじまる前後になると、かかる勞務者のみを對象とする原則的な勞務統制方式では到底生產に必要な人員は獲得出來なくなつてきたので、政府は傳家の寶刀として大切にしまひこんでゐた第五條の協力規定を發動して、「國民勤勞報國協力令」を制定公布、いはゆる國民皆働體制へと移行したのであつた。かくのごとくして國民は老幼の如何を問はず、男女の別なく一億がひとしく職域奉公をする建前となつた。これより先、中小商工業の企業整備がはじまり、轉職者は出來るだけ重要

産業に送りこむやうにして失業防止に資するとともに産業要員を確保するといつた方式がとられ、その方法としては專ら就職斡旋即ち指導、勸奬といふ行き方で出來るだけ從業者の希望や個人的事情を尊重することになつてゐたが、これらも國民皆働體制下においては法令的な强制措置がとられるに至り國民勤勞の再配置が大きく日程に上つたのである。さうして勤勞再配置のための最も强力な措置として國民徴用制度があげられることはいふまでもない。この國民徴用制度は當初は極めて例外的な場合の非常手段であつたが、大東亞戰後は次第に勤勞再配置のための恒常的手段化してきたのである。次に國民勤勞の再配置政策について觸れることにしたい。

3　勞務再配置の徹底

支那事變の第二年目を迎へんとする昭和十四年七月四日、物資動員計畫をはじめとする國家總動員計畫の一翼として第一次勞務動員計畫が樹立された。この勞務動員とは時の青木企畫院總裁の談によれば、同年度における勞務動員實施の大綱を定めたものであつて、軍需充足、生産力擴充計畫の遂行、輸出の振興、國民生活必需物資の確保に重點をおいたもので、これに要する勞務者を約百十萬人と概定したのである。さうしてその勞務給源は、主として農村に振向けられてゐたが、その後の情勢は米不作による食糧問題が擡頭し來つて、いはゆる「腹が空つては戰さは出來ぬ」ために、十四年の秋以來は農業勞働力の積極的確保すら必要となつて來た。しかも一方において工場に鑛山に、勞力はいよいよ不足を告げたのであつた。かかる困難に直面して十五年七月十六日策定されたのが第二次勞務動員計畫であつた。同計畫では「主要農林水産物の生産の確保につき特に考慮を拂ひ」といふ一句が新たに取入れられ、新規勞務需要數として「男女合計百十五萬人」を概定した。十四年度に比べて五萬人の增加である。この結果、勞務給源を農村にのみ求められないで、新規勞務者の給源は、小、中學校卒業者から女子勞務者、物資動員と奢侈品製造禁止による離職者、さらに半島勞務者へと繰擴げられた。けれども小、中學校卒業者、女子勞務者の供出には自ら一定の限度があり、不急平和産業からの轉業も時の政府當局者の腰がハッキリせず、業

者側も種々氣迷ひの狀態で、實際問題として、これに多くの期待をかけることが出來す、また半島勞務者の移入も種々困難なる事情があるため、移入成績は豫定數に及ばず、果ては半島人以外の國外勞働力輸入の必要まで叫ばれるに至つた。

この間にあつて企畫院ではその方策として國民動員を考へ十六年九月十二日の閣議で決定の「昭和十六年度勞務動員計畫」ではこの旨をハッキリと規定したのである。即ち十六年度勞務動員計畫の設定にあたつて重點をおいた點は

（一）軍需産業生産、擴充計畫産業、運輸通信業及び國防土木建築業に必要なる要員の充足。

（二）重要工場、事業場への勞務の重點的配置。

（三）勞務給源確保のための國民勤勞總動員態勢の確立。

（四）女子の勤勞動員の擴充强化。

等の諸點であつた。特に同計畫に於いて、常時要員と臨時要員とを區別し、臨時要員についての需給計畫を設定して、農業・軍需産業・生産擴充産業・國防土木建築業・

災害復舊事業等のいはゆる臨時的季節的勞務の要員は、學生生徒ならびに一般國民の勤勞奉仕を當てて、常時要員のみを以てしては到底充たし得ない時局下必要なる産業要員の充足に資することにしたのは從來と著るしく趣を異にするものであつた。即ち從來は勞務者のみが勞務動員の對象となつてゐたが、十六年度勞務動員計畫では、國民全般の勞働力を問題とし、協力すべき臨時要員も延人員にして數千萬人といふことになり、國民動員的性格をもつものとなつた。さうして十七年度からはその名も國民動員計畫と改められ名實ともに國民動員の時代となり、今日では學徒動員の强化、女子挺身隊の積極的組織となつたわけである。いふまでもなく生産增强は內外地を通じて行はれてゐるので、內地だけをとりあげても大して意味はないが、重要産業部門の從業者は內地においては數倍、種類によつては十數倍に達してゐるものもある。內外地を通じてみるならばもつと大きな數字を示すのであつて、その激增ぶりには驚くべきものがある。無論これは工業從業者全體を通じて必ずしも數倍といふ增加を示してゐるわけではないのであつて、平和産業から軍需産業へ轉換した者も相當に多いので

あるから、我が國工業從事者の産業別内容に變化を來した結果であることに注意しなければならぬ。

いつたい今日、勤勞給源として如何なるものが考へられてゐるかといふに、大體次のやうなものがあげられる。

〔一〕學校卒業者

（イ）新規學校卒業者

（ロ）整備せられる不要、不急の學校の在學者

〔二〕一般青壯年

（イ）農業從業者

（ロ）整備せられる企業の從業者

（1）工業從業者

（2）商業從業者

（ハ）自由職業、その他不急業務の從業者

（ニ）無職者

〔三〕外地勞務者

〔四〕外國勞務者

これらの給源の中には、重要産業の從業者に轉換し得る整備企業の事業主ももちろん含まれてゐるし、動員し得られる女子も考へられてゐることは贅言を要しない。かやうな方面から男女の人員が斡旋により或は徴用により、さらに最近では整備企業者については必要に應じ就職命令の方法で、それぞれ重要部門に配置せられることとなつた。だが勞務給源は次第に窮屈となつて來てゐるため、勞務の重點配置のためには今日では勢ひ勤勞の再配置に俟たねばならぬ狀態になつた。

實際、勞務の適正配置のためには政府も各種の方法をとつて來たのである。その主なる方法としては

（一）從業者の就職、退職を制限し、從業者が現に就職する工場、事業場を退職し、又は新たなる工場、事業場に就職せんとする場合には國家機關の承認を得た後でな

ければ出來ぬやうにする方法。

(二) 總動員法第四條に基く國民徵用令の發動により、從業者が現に就業する工場、事業場にそのままこれを徵用して總動員業務に從事せしめる方法。

(三) 國民勞務手帳制度により、從業者の退職、就職の場合、手帳の提示を條件として雇主をして國家機關の公平なる監督の下に手帳を保管せしめる方法。

(四) 從業者の雇入れを制限し、即ち雇主を義務者とし、雇入れの場合、國家機關の承認を受けしめる方法。

以上の方法が考へられて逐次施策が進められた。先づ「學校卒業者使用制限令」によつて技術者の配置を適正ならしめるため、工鑛關係學校卒業者の使用についてその員數につき厚生大臣の許可を必要とせしめて、技術者の資源配置に制限を加へたのをはじめとし、「青少年雇入制限令」によつて青少年一般勞務者の雇入員數に制限を加へ、また「從業者移動防止令」によつて指定從業者の雇入れについて嚴重に制限し、さらに國民勞務手帳によつてこの移動を禁止するといつた方策がとられた。その後、

大東亞戰勃發と殆ど時を同じくして、右の「青少年雇入制限令」と「從業者移動防止令」とは一本となり「勞務調整令」と銘打つて十七年一月から一層規制が强化された。その眼目はいふまでもなく國民の働らく力を國家のため、最も效果的に動員し得るやうに調整せんとするものであつて、その第一は從業者の解雇および退職を制限したことであつた。國家にとつて極めて緊要な工場、鑛山等においては最高度の能力を發揮して生產を增加しなければならぬ。これがためにはその從業者は第一線の將兵と同樣の心構へを以てその職場を護り、みだりに移動してはならない。かやうな見地から厚生大臣の指定する工場、事業場についてはその解雇、退職ともに原則として、これを禁止することとしたのである。

第二には技能者の雇入及び就職を制限した。それは技術者や經驗工等のごとき技能をもつてゐる者は一朝一夕には養成しがたいので、これらの技能者はその技能を國家にとつて最も重要な方面に發揮して貰はなければならぬ。そこでこの人達の雇入、就職については國民職業指導所の紹介によるか、又はその認可を受けなければならぬこ

とになつた。

第三には國民學校修了者の雇入および就職が制限された。國民學校修了者は明日の産業戰士として大切な人的資源であるから、その職業配置には特に深い考慮を拂ふ必要がある。これがため今後國民學校を出る者については原則として二ヶ年間はその雇入、就職を國民職業指導所の計畫的紹介によらしめることとしたのである。

第四にはその他の一般青壯年の雇入れ及び就職を制限した。即ち十四才から四十才までの男子、十四才から二十五才までの女子は國民の中で最も活力のある人々であるから、これらの人々には出來る限り國家の重要な方面に働らいて貰はねばならぬ。そこでこれらの青壯年の雇入れ及び就職については原則として國民職業指導所の紹介によるか、又は使用主が雇入人數について國民職業指導所長の認可を受けて雇入れるか、或は一人一人の雇入れについて國民職業指導所長の認可を受けるか、いづれかの方法によらなければ雇入れも就職も出來ないこととしたのである。

最後に第五には勞務供給業者から供給される從業者の使用を制限したことである。

勞務供給業者の供給による從業者も普通に雇入れる從業者と同樣、不急不要の事業にこれを使用することは差控へて貰はねばならぬ。よつて當時勞務供給による從業者を使用する者はその使用人員について豫め國民職業指導所長の認可を受けなければならぬこととしたのである。

然るにその後、勞務事情の緊迫に伴ひ、勞務の重點的配置で要請されるに至つたため、十八年五月、勞務調整令は改正されて男子の就業制限と重要工場への就職命令を出し得ることとなつた。即ち前者の就職制限とは書記的および輕易なる勞務を女子を以て代替せんとするもので既に（1）事務補助者（2）現金出納係（3）小使、給仕受付係（4）物品販賣業の店員、賣子（5）行商、呼賣（6）外交員、注文取（7）集金人（8）電話交換手（9）出改札掛（10）車掌（11）踏切手（12）昇降機運轉係（13）番頭、客引（14）給仕人（15）料理人（16）理髮師、髮結、美容師（17）携帶品預り係、案內係、下足番等十七職種が指定されて男子就職が禁止され、女子代替が行はれた。後者の就職命令とは、企業整備に伴ふ休廢止工場勞務者を政府の方針に從

ひ、必要の場合は集團時に重要産業工場に就職を命じ得ることとしたものであつて、國民就勞につき相當廣汎に及ぶ强制的勞務措置である點に於いて注目される。而も就業禁止については第二次の指定が都合によつて行はれることになつてゐるので、勞務の重點的配置は相當强化されてゐるといつてよく、勤勞再配置の實質が濃厚にあらはれてゐるといつてよい。

然しながら勤勞再配置の典型的なものは國民徵用制度である。この國民徵用制度は昭和十四年の七月に實施以來、漸次擴充强化の一途をたどつて來た。即ち最初は國民徵用は「國民職業指導所の職業紹介その他募集の方法により所要の人員を得られない場合に限り行はれる」ことになつてゐた。換言すれば、原則として要員の充足は職業紹介その他自由意思を前提とする募集の方法によるのであるが、しかし勞務資源が涸渇して而も他面、要員の充足を絶對に必要とする場合に於いては、かかる自由意思を基調とする方法では到底國家の要求を充たすことが出來ない。この場合に於いてはじめて徵用といふ强制權が發動するのである。しかし、職業紹介又は募集により要員の

充足が困難なるすべての場合に徵用が行はれるのではなく、總動員業務に必要な要員が右の方法では得られない場合に限り、徵用が行はれるのである。從つて徵用は極めて特殊的な勤勞配置の方法とされてゐたが、その後、適用範圍を漸次擴大して國民職業能力申告令の要申告表以外にも必要ある場合は適用し得ることになり、さらに民間管理工場でも徵用し得る建前をとることになつた。かくて重點產業において徵用工の占める比率は極めて大なるものとなつた。從つてこれはもはや臨時的、間に合はせ的な特殊なものでなく、戰時の基本的勞務と考へられて然るべきものとなつた。即ち徵用には現在從事中のものをそのまま徵用する現員徵用と新たに他の職域から持つてくる新規徵用があるわけだが、この新規徵用が色々な問題を生ぜしめた。それは徵用工の側からいへば、折角「白紙應召」の氣持で出かけたにかかはらず、受入れる側の國家性が明確でないために、懸命に働らき得ぬといふ不滿があつた。一方工場側からいへば、徵用工は手數がかかる割合に能率があがらぬといふにあつた。けれども國民徵用制度はもはや恒常的なものとなつたので、これをやめることは不可能であるため、

かかる不明朗性の解決が速かに計られる必要があつた。そこで政府は十八年五月、國民徴用令の劃期的改正を行つた。これは徴用は人員募集の補完的方法たるに止まらず、條文上國家の必要に基く國民動員的性格を有することをハッキリさせたものであつて、徴用範圍を擴大、從來の經驗に鑑み、社長徴用ならびに被徴用者の服務紀律を定め、徴用勞務者を有する重點產業の從業者が、社長以下全員公益優先の趣旨に從ふことを規定し、徴用工に對して事前訓練を行ひ、また必要に應じ從業工場を移動せしめ得ることとしたのである。

さらに本年一月十九日に閣議決定をみた「緊急國民勞動員方策要綱」では國民徴用制度の運營が一段と强化され、その前提となる國民登錄制度が男子は十二才から六十才、女子は十二才から四十才までに擴大されたのをはじめ、現在の地域徴用のほかに職域徴用制を設けて、從來ややもすれば陷入りがちだつた一律的な徴用を避けて徴用の適正を期することになつた。そのほか本年三月には船員動員のために現在國民徴用をかけられてゐる船員に對し船員徴用をかけ得ることにきめられた。このことは徴

用の適正を期するために轉徴用が採用されるに至つたことを示すものといつてよく、眞に勤勞再配置が斷行される時期に立至つたことを物語るものといはざるを得ない。學徒動員、女子挺身隊の進出、男子の就業禁止——これによつて生じる男子勞力は緊要部面へ再配置する。このために今や國民徴用は勤勞再配置方法の最高のものとして而も普遍的に發動されるものとなり、今後ますます全面的に徴用が行はれることとなつた。いはば勤勞再配置の新時代がはじまつたのだ。

4　交戰各國てはどうか

現段階における國民動員の進展は勤勞再配置の强化であり、このため國民徴用制度が普遍的なものになつたことをわれわれは知つたが、交戰各國ではどうか。次にドイツ、ソ聯、米國、英國の勤勞動員の現況をみることにするが、各國とも今や勤勞動員に必至になつてゐることはいふまでもない。

先づドイツからはじめるが、ドイツは國民動員の最も徹底した國の一つであるとい

つてよい。ナチスが政權を獲得した當時、ドイツには約六百萬の失業者がゐた。そこで產業復興計畫を樹立して失業者群を急速に吸收したのであるが、その結果、一九三八年（昭和十三年）には早くも逆に勞力不足を感ずるやうになつた。それがため男子の徵用令が公布され、戰爭直前の一九三九年二月には徵用範圍が一段と擴充强化されたのである。從つて戰爭に突入するや國民動員はさらに拍車をかけられ、平和產業から軍需產業への職場轉換、女子動員、徵用範圍の一層の擴大、外國勞働力の活用など凡ゆる施策がドシドシ採用されて行つた。先づ女子動員が本格的に行はれ、勤勞奉仕の義務が從來女學生のみを對象としてゐた點から飛躍して一般女子にも課されることになり、一九四〇年（昭和十五年）には一九三八年に比べて二百三十萬の增加で動員八百五十萬、全勞務者の實に三七パーセントを占めるに至つた。それが獨ソ戰開始後は一層强化されて一九四二年には長期の勤勞奉仕者も含めて動員數一千七百萬といはれ、最近外電の報ずるところによれば現在は一千八百萬前後が動員されてゐるといふ。さうして女子徵用は實際には一九四二年（昭和十七年）から實施されたのであつ

た。

いま徵用の範圍についてみるに、一九四三年一月廿八日公布の「戰時全國民勞務申告令」によれば、男子は十六歲から六十五歲、女子は十七歲から四十五歲までの者で次の條件に該當しないものは全部徵用し得ることにした。

（1）週四十八時間以上の勞務に從事する男女
（2）本業として農業、公共事業に從事する男女
（3）五人以上の使用人を要する獨立の事業主
（4）公認された學校の男女生徒
（5）外國人ならびに宗教に從事する者
（6）姙產婦ならびに五歲以下の乳幼兒一人以上、又は六歲以上十四歲以下の小兒二人以上と同居しこれを扶養する母親

要するに凡そ働らき得るほどの者は全部動員し得ることにしたわけであつて徹底した行き方といつてよい。

それから我が國の企業整備と同じやうにドイツでも戰力增强のための企業整備が行はれた。即ち一九四三年二月四日「商業および手工業閉鎖令」が公布施行されたが、その對象となつたのは次の通りである。即ち第一に一切禁止・閉鎖になつたのが不急奢澤品とみられる品物を製造する手工業、及びこれの販賣店・ナイト・クラブ・酒場等であり、第二に軍需工業ないし軍需に絶對必要なものの一部のものを除いて他は閉鎖されるといふのが、家具・書籍・藥品・織物・煙草・玩具等を取扱ふ商店および料理店・ホテル等である。このほか銀行・保險業・新聞・雜誌・株式取引業についても相當度の整理縮小が敢行された。さうしてこの結果、勞力にして約三十萬人が重點部門に配置されたのであつた。なほドイツは外國人勞務者及び俘虜を大々的に活用してゐるのを見逃してはなるまい。開戰直前ドイツは五十萬の外國人勞務者をもつてゐたが今日においては約七百萬人に上つてゐるといはれ、うち女子が二百萬ゐるといふ。むろんこの中には俘虜も含まれてゐるとみて差支へない。これらの大部分は農業・鑛山土木・建築等の事業に從事してをり、一部のものが金屬その他の軍需工業に從事してゐるといふ有樣だ。ところで女子動員一千八百萬人といふ數字は、一九三九年の人口統計による全ドイツの十七歲から四十五歲までの女子の數に相當するといふことであるから、以てドイツでは今、如何に全國民が一人殘らず戰鬪配置についてゐるかが分るではないか。

次はソ聯であるが、これまたドイツに劣らず國民動員が徹底してゐる。既にソ聯が勞働者の國として誇つてゐた一週六日制および一日六時間制は戰爭勃發一年前の一九四十年六月に一擲され、一週七日制と勞働時間一時間延長が實施された。さうして戰爭勃發とともにさらに一日一時間から三時間の時間外勞働が全勞働者に義務として課されることとなつた。「勞務徵用令」は一九四二年二月に公布、國營又は社會營企業に從事してゐない都市の住民について行ふこととし、男子は十六歲から五十五歲まで、女子は十六歲から四十五歲までの者がその對象となつた。女子徵用については乳兒を有する者以外は、凡そ勞働に堪へ得る限り徵用するといふことになつてゐてなかなか徹底したものといつてよい。なほ女子は軍隊方面にも相當動員され、衛生防空等

の部面を擔當してゐるやうであるが、中心は矢張り銃後の生産戰線であつて、今日では大體全勞働者の六十%から七十%は女子が受持つてゐるといはれ、今後ますます增大の傾向にある。その活躍の場所は輕工業はいふまでもなく、土木事業、交通事業、製鐵工場、航空機工場から冶金工業の壓延作業、鑛山の地下勞働にまで、女子進出が目ざましいものがある。ソ聯と我が國とでは國情がちがふが一應われわれの參考にはなるといつてよからう。

今度は敵米國の國民動員をみることにするが、先づ平和産業の軍需産業への轉換が大規模に行はれ、多數の勞務者が軍需工業に振向けられたことはいふまでもない。政府は一九四三年四月「戰爭に必要な産業」と「戰爭遂行に不必要な産業」とに分けて、男子に關し戰時不必要な職業として百十八の職種を指定した。その主なるものを拾つてみると（1）釀造業（2）玩具等娯樂品製造業（3）競馬（4）旅行斡旋所（5）ダンス・ホール、玉突場、ナイト・クラブ等の娯樂機關（6）旅館料理店等の從業者（7）骨董品等の販賣業、等があげられる。この「戰時不必要職業」といふの

は、これに男子が從事することを命令的に禁止するのではなく、標準を示して指導的に轉換を勸奬するわけだが、徵兵登錄ではドシドシこれを活用することにしてゐるため米國の國情として間接的に重要産業に進出せしめることになつてゐる。從つて十八歲から三十八歲までの徵兵適齡者で不必要職業に從事してゐる者は軍隊か緊急産業に動員されることになるわけだ。

徵用制度についてはルーズヴェルトは國民徵用法案を去る議會に提出したが、これは議會方面の反對があつて通過せずじまひになつてゐる。しかし女子動員は、なかなか積極化されてゐるといつてよいやうだ。即ち現在の女子勞務者は約一千七百萬に上り、うち五百萬が軍需工業方面に從事し、軍隊には約十萬程度が進出してゐるといふ。一九四一年末の女子勞務者の數は約一千二百七十萬（うち軍需工業從業者は百四十萬）であつたから都合二年足らずの間に四百三十萬も增加したわけであり、而も軍需工場での女子勞務者の比率は高く大體全軍需工業勞務者一千六百萬の三分の一は女子であるといはれてゐる。航空機製造工業における女子勞務者は一九四二年に二〇%

だつたものが現在では三三%であり、會社によつては七五%を女子工員で占めてゐるところもあるといふから、これを輕視するわけには行かぬ。

最後に英國はどうであらうか。英國は人口僅かに四千六百萬で人的資源には最も乏しい國で既に一九四三年九月十三日、英勞働相ベヴインは議會で「イギリスの人的資源は既に極限に達した」と悲鳴をあげてゐるから、凡そその困り方が分るといふものだ。即ち現在英國では十四歳から六十四歳までの男女合計三千三百萬のうち、二千二百七十五萬人が軍隊、軍需産業その他の國防關係に從事してゐる。さらにこの二千二百七十五萬人の內譯を調べてみると男子一千五百萬、女子七百七十五萬で女子のうちには既婚婦人二百五十萬人が含まれてゐる。何のことはない、動員し得る限りの男女が動員しつくされてゐるといふも過言ではないありさまだ。

ところでこの高度の動員を如何にして實行したかといふに、企業整備と徵用の積極的活用にあつた。平和産業から軍需産業への切換へを大々的に行ひ企業整備によつて約四百萬を軍需工場に轉換されたといふのだから、企業整備の强度なものであつたことが分らう。一方徵用については一九四一年、男子を對象とした勞働登錄令および重要産業令による强制的動員からはじまつて、漸次强化され、一九四二年春には女子徵用も實施された。現在徵用範圍は男子十六歳から五十五歳まで、女子十八歳から五十歳までとなつてゐる。

以上で明かなごとく今、交戰各國は敵も味方もともに國民動員に必至になつてゐる。從つてわれわれは一人一人が國家の必要とする部面につき應分の働きをすることを念願としなければならぬ。

5　皇國勤勞觀の滲透

勤勞適正配置のために勤勞の再配置方策がとられ、その中核をなすものとして徵用制度が普遍的恒常的なものとなつて來た現在、直面する問題は、その再配置された勤勞力が能率を最高度に發揮するといふこと、つまり勤勞管理の問題であるといつてよい。これは量の問題に對する質の問題といひかへてもよいが、從來この質の問題たる

勤勞管理については、あまり顧りみられない實情であつた。例へば重點産業部門をみるに、勞務が不足すれば徴用で行く、との肚が無意識裡に形成されてゐて、勤勞管理についてはとかく關心が薄いありさまであつた。もちろんそのことはこれまで我が國の勞務資源が比較的豊富であつたことの反證であるが、しかし今日の勞務事情は既にみて來たところで明かなごとく、かかる認識を根本的に改訂しなければならぬ。爻祖傳來の家職を棄てて國家の必要とする生産戰列へ進んだ應徴士なればこそ、一層これに對する勤勞管理を徹底しなければならぬ道理である。

航空決戰の樣相を示す刻下の戰局に對象して、航空機の大量增産を急速に決行することがいま熾烈に要請されてゐる。假にいま本年度において昨年度の二倍の航空機を得んがためには、これに要する勞務は二倍では足りない。なぜなら二倍の航空機生産とは二倍の航空機を生産する能力を指すのではなく、二倍の航空機生産量を指すものであるからだ。周知のごとく、增産の進行過程を圖示すれば、斜線的に上昇して行くものであるから、その總和が二倍の量となるためには、年度末の能力においては五倍

乃至六倍といふ量が整備されてゐなければならぬ。政府は最近航空機工場の廿四時間制を採用したが、この廿四時間制の採用のためには、算術的計算によれば、現在の勞務の二倍とまでは行かぬが、相當大量の增員を必要とするといはれる。無論、この量の確保の容易ならざることは想像にかたくあるまい。よく戰爭は不可能を可能にすることだといはれるが、この算術的計算で不可能のことを質的に解決して行かねばならぬところに、今日以後の勤勞管理の重大使命が存するといつてよい。この點に鑑み今回政府は「決戰非常措置要綱」の一環として「勤勞昂揚方策要綱」を決定、勤勞管理の骨格的組織として軍隊式統率組織と系列をハッキリと確立することにするとともに勤勞者の生活安定を用途として生活管理を行ひ、給與についても日本的な方式をとることになつた。應徴士をも含めて産業戰士は國家がかくのごとく勤勞管理に本腰を入れて來たことを十分心にたたき込み、感奮興起するのでなければならぬ。如何に國家が各種の方策を講じても、勤勞者が頭の切換へを行はねば、不平不滿の穴をさがせば色々と出てくるといふものだ。國家としては出來るだけの事はやる決意であるとはい

へ、現在の狀況ではなかなか思ふやうには行かない。これを補つて兎に角、生産量をグンと殖やして行くためには、勤勞者各自が本當に皇國勤勞觀に透徹するのでなければ到底實現は困難なのである。

「勞働とは將來の利益を目標として忍ぶ苦しい心身の作業である」——とは英國の經濟學者ジェボンスの勞働に對して行つた定義であるが、これは從來の功利的勤勞觀を誠に端的に語つたものといつてよい。彼にいはせると、勞働は二つの要素から成立つ。一つは人間が力を出して作業をするといふ事實、他の一つはそれが苦痛を伴ふといふ事實である。即ちこの二つが合致した場合においてはじめて勞働といふ現象が生ずる、といふのである。といふのは單に作業するだけでは勞働といへないし、心理的な苦痛だけでも勞働ではないからだ。それは人間の作業のなかには色々あつて、苦痛を伴はない作業としては遊戲のごときがあり、勞働は實に苦痛を伴ふものだといふのである。これでは到底歡喜の勤勞觀が出てくるはずはない。或る人のとくところによれば、元來勞働といふ日本語は、日本個有の言葉ではなく、西洋語の飜譯として生じ

たものであるといふ。即ち英語では「勞働」を「Labour（レイバー）」といふ、フランス語では「travail（トラヴァイユ）」ドイツ語では、「Arbeit（アルバイト）」といふが、英語の「レイバー」は、ラテン語の「Laborare」から出た言葉であつて骨折るといふ意味である。フランス語の「トラヴァイユ」は英語の「トラヴエル」即ち旅行といふ字と同一の語原から出たものであるが、旅は辛いものと土佐日記の昔からいはれてゐるやうにやはり苦痛を意味する。また「トラヴァイユ」とか「トラヴエル」とかは、出産の意味に用ひられることがあるがこの點から考へても苦痛を意味することは明らかだ、といふのだ。

確かに勤勞はこれまで苦痛と考へられてゐた。我が國においても明治以來、イギリスの功利主義、アメリカの黃金萬能主義の滔々たる流入によつて、人間の價値がその所有する金錢の量できまるといふ考へ方が支配的であつた。だからいかにすぐれた智能があり、いかに立派な技術があつても、黃金の前には空しく屈從せざるを得なかつた。本來、人間が黃金を支配するのが當然であるのを却て黃金が人間を支配してゐたのである。しかも人々は、かかる狀態を當然だと思ひ、勤勞の目標を概ね金錢におい

て來た結果、勤勞生活は實に陰慘極まるものであつた。勤勞は忌むべきこと、苦痛なること、卑しむべきこととさへ考へられ、「勞働は神聖なり」といつても誰も心の底からさうだと賛同するものはない狀態であつた。早い話が「君は何のために働らいてゐるのか」と訊ねられたとすると、萬が一、その相手が自分の上役であれば、會社のためです、お店のためですと答へたにちがひない。だが、若し仲間同士の間の質問だとすると、大多數のものが「食ふため」とか「家族を養ふため」と答へたに相異ない。これが正眞正銘の現實ではなかつたらうか。だから經濟學者はこれを經濟學的（？）に定義して

「勞働とは、苦痛を忍ぶといふ費用を提供して賃金を得る一つの經濟行爲である」

と言つた。

けれども、かかる勤勞觀も遂に退場する日が來た。ヒットラー獨總統は、

「ドイツの富はドイツ國民の頭腦と拳の中にある」

と叫び、フンク獨經濟相は、

「今次の戰爭は一言にしていへば、ドイツ國民の勤勞によつて賄はれてゐる。我々は勤勞によつて生ずる以外の貨幣を發行してゐない。國家が發行し、ライヒス・バンク（國立銀行）が裏書する勞働手形こそドイツ貨幣の根抵である。物價と勞銀は統制の力で釘付けされてゐるから、勞働手形は不動の價値を持つてゐる」

といつた。兎に角、これによつてみても金に對する古い考へは一擲されて「勤勞」の新しい意義が認められてゐるといふをはばからないであらう。而も我が國民にとつては、本來、勞働は神聖なる「ツトメ」であり、これは古今に通じて變るべからざるものであつたのだ。我が國では一般に「仕事」といふが、これは「仕へる事」なのである。それは單なる言葉のこじつけではない。一切の企業は國力の增進のために存在するのであつてはならぬ。決して一企業家の「私の利益」のためにのみ存するものであつてはならない。われわれの經濟生活は、すべて公益のために行はれ、國力の發展に寄與するといふ大目的のために營まれるべきである。「勞働」は單に自己の利益のために、自己の賃金獲得のために行はれるものでは斷じてない。それはわれわれ

が國家に歸一せんとする赤誠をもつて各職域を通じ、國力の増大に奉仕することに外ならず、そこに新らしい勤勞倫理が確立される所以があるのだ。

かくて新らしい勤勞倫理の下にあつては、勞務者は、企業家と相携へて國家の生産に貢獻し、戰力増強に努力するものであつて、その精神の中核をなすものは、應能奉公の精神であり、産業報國の精神である。かやうな觀點からいへば、勞務者は決して企業と對立すべきものではなく、企業家の指導の下に、相共に國家生産を擔當するものとなる。即ち勞働は單なる商品ではなく、實は國民としての勞務者の烈々たる奉公の誠に外ならぬ。ドイツ國民勞働秩序法の第一條には、

「經營においては企業家は、經營の指導者として、俸給使用人及び勞働者は從屬者として、相協力して經營目的の促進と民族並に國家の福祉のために勞働すべきである」と規定してゐるが、これは正に新勤勞觀を啓示してゐるものといつてよい。

だがわれわれは、わざわざ外國の例をとる必要はなかつたのである。昭和十五年十一月八日の閣議で決定をみた「勤勞新體制確立要綱」には「勤勞は皇國民の奉仕活動

として其の國家性、人格性、生産性を一體的に高度に具現すべき」ものであり、單位經營體における勤勞組織は「企業經營者を以て指揮者とし、經營體に所屬する全勤勞者を以て構成する特別社團組織たること」を明示した。さうしてかかる新理念の下に立つ勤勞組織たる産報運動は「皇運扶翼の臣民道を經とし、事業一體職分奉公の實踐理念を緯とする新産業精神」をその指導精神とし「事業者は至誠を以て經營指導の任に當り、從業員の福祉をはかり、從業員は忠實にその職分を盡し、相率ゐて國家に歸一しようといふのであるが、大日本産業報國會の「創立宣言」に、

「職場は我等にとつて臣道實踐の道場なり、勤勞は、我等にとつて奉仕なり、歡喜なり、榮譽なり。手段に非すして目的なり」

と斷じてゐるのは、新らしい日本的勤勞觀の本質を把握したものといふべきだ。勤勞を賃金を得るための手段と考へれば苦痛が伴ふし、屈辱も感することにならう。然し勤勞そのものが目的であれば苦痛もなければ屈辱もない。いはゆる「勤勞三昧」の境地に到達するものといふべきだ。むろんこの「勤勞三昧」の境地に入ることは古來の

名僧といへども至難中の至難事であつた。到底凡俗のわれわれにとつては、言ふべくして行はれがたいことであるといはねばならぬ。けれどもわれわれはこの際、眞に勤勞を喜びと感じ、國家への奉仕とする皇國勤勞觀に透徹するのでなければならぬ。さうしてこそはじめて「産業應召」の名にそむかぬものであることを銘記しておきたい。

二　國民徴用とばどんなことか

1　國民徴用令の意義

國民徴用制度は、戰時には極めて重要な意義と役割とを有する制度であつて、歐洲諸國においては既にみて來たごとく殆ど各國において實施されてゐるといふありさまだ。我が國でも昭和十四年七月八日「國民徴用令」を公布、同十五日から實施され今日までに六回にわたつて改正されてゐる。

いはゆる「白襷應召」といはれるこの制度は、一言にしていへば、元來戰時か又は戰爭勃發の危險時にあるとき、勞働力を擴充するために行はれる非常措置であるといつてよい。國家總動員法第四條によると、

「政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徴

用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得、但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ」

と規定して戰時中、人的資源の統制運用上必要ある際には、勅令の定むるところによつて國民を徵用し、戰爭遂行上必要な各種の業務に從事させることが出來ることにしてある。元來この法第四條は、昭和十二年國家總動員法の制定に當つてはじめて登場したものではない。大正七年に制定された例の軍需工業動員法には政府が戰爭目的遂行のために、兵役に在る者、又は在らざる者を、召集又は徵用して、國又は國の管理する施設において行ふ業務に從事せしめ得る規定があつた。これが昭和十二年國家總動員法の制定と同時に、軍需工業動員法は廢止となり、右の法第四條となつて現はれたのである。國民徵用制度は實に以上のやうな沿革をもつてゐるのであるが、しかし、眞に徵用を必要とする時局に至らなかつたためか、當初のうちは比較的國民の注意を惹くことが少かつたやうであつた。然るに昭和十二年國家總動員法が議會に提出せられるや、この條項をめぐつて相當活潑な論議が行はれ、また國民徵用令の制定に當つても種々論議が行はれて現行制度が生れたのである。この制度がとられるに至つ

た理由は、いふまでもなく事變の發生によつて軍需生産の確保、生産擴充などのために勞務の需要が極度に增大し、その半面中堅ともいふべき勤勞青年が多數應召したために必要缺くべからざる產業要員を思ひ通りに充足して行くことが困難となつた。職業指導所や各種の勞働法規で規制しても、ある部面への勞務充足は到底駄目であつたし、また更に事態が進展してこの勞務缺乏の狀態が深刻となり、一面軍需生產力の低下は一刻たりとも許されないとしたら、どうしても徵用といふ最後の手段に訴へねばならない。そこでこの超非常時に備へるため國民徵用令が制定されたのであつた。當時、國民徵用令の第二條によれば、

「徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限リ之ヲ行フモノトス」

となつてゐた。このことは要員の充足は原則として職業紹介その他自由意志を前提とする募集の方法によることにしてあるが、然し勞務資源が逼迫して而も、要員の充足を絕對必要とする場合には、かかる自由意志を基綱とする方法では到底國家の需要

を充すことが出來ないから、その場合にはやむを得ず徴用といふ强制權を發動する、といふことになつてゐた。しかし、そのことは職業紹介又は募集により要員の充足が困難なすべての場合に徴用が行へるわけではなく、總動員業務に必要な要員が右の方法で得られない場合に限り、徴用が行はれることになつてゐた。もちろん、緊急にして自由募集の暇のない場合とか軍機上職業紹介又は募集のごとき公表的方法に依ることを適當としない場合においては、職業紹介又は募集等の前提なしに徴用を行ひ得ることになつてゐた。

然るにその後、世界情勢の激變はいよいよ國防國家體制の急速な樹立を要請するに至つたため、徴用令とこれと相關聯する國民職業能力申告令が先づ昭和十五年十月改正され、從來國民職業能力申告令による要申告者のみに限られてゐた被徴用者の範圍を擴大し、軍需上必要のある場合には、要申告者以外の者をも徴用し得ることとし、さらにその從事せしめる場所も國家の行ふ總動員業務のみでなく、政府の管理する民間工場、事業場へも徴用することが出來るやうにし、申告令もその登錄範圍を擴充し

東京市政調査会

たのであつた。さらに昭和十六年九月には、厚生大臣の指定する工場、事業場への徴用の途をひらき、被徴用者の扶助制度を新設し、從來男子のみが對象であつた申告令も、女子にまで適用し得るといふ改正が行はれた。かくのごとくその範圍が擴大され、而も例外的な方法から既にみたごとく勤勞配置の恒常的な方法となつてくると、上述のやうな「募集の補完的な方法」といふのでは徴用の國家性が曖昧といはざるを得ぬ。

そこで昭和十八年七月、令第二條を改正して、

「徴用ハ國家ノ要請ニ基キ帝國臣民ヲシテ緊要ナル總動員業務ニ從事セシムル必要アル場合ニ之ヲ行フモノトス」

と勤勞配置のためにとられるものたることを明確化したのである。

2　どんな人が徴用されるか

徴用は國民職業能力申告令に依る要申告者に限りこれを行ふことになつてゐる。け

れども特別の必要のある場合には、命令の定めるところに從つて要申告者以外の者を
も徴用出來ることになつてゐる。（第三條）これは國民登錄が徴用を前提とした制度
であり、現在徴用の對象となるものと豫想せられる者は大體要申告者の範圍に含まれ
てゐるのであり、また登錄によつて豫めその資格や能力の調査が出來てゐなければ徴
用を圓滑正確に行ふことが極めて困難なので、一應この範圍に限定したのである。從
つてどんな人が徴用されるかといへば、一般的にいつて、國民登錄の要申告者は何時
でも〝産業應召〟の心構へでゐなければならぬといへる。では國民登錄とはどんなも
のであらうか。

國民登錄の制度は國家總動員法第廿一條に基き昭和十四年一月十七日公布、同一月
二十日から實施された「國民職業能力申告令」による制度であり、當初は鑛山技術者
から爲職に至る百三十七種の職業に從事するもので十六歳以上五十歳未滿の男子に限
られてゐたが、十五年十月にはこの有技能者を對象とする國民登錄に加ふるに「青年
國民登錄」の制度を實施、さらに昭和十六年九月には女子にまで範圍を擴大された。

その後、十八年十月には定期の國民登錄制度が實施され引續き十九年一月八日にはこ
の登錄の適用範圍を五歳だけ引上げ、四十五歳未滿までの男子について臨時申告が行
はれた。然るに戰局の一段と深刻化した今日、尨大な勞務需要を控へ適切にして彈力
性のある勤勞動員を行ふためには現行の國民登錄は一定有技能者の技能者登錄と青壯
年國民登錄の二つに分立し、適用除外も多く且つ又年齡も限定されてゐるために國民
動員完遂上遺憾の點が少くなかつた。そこで國民登錄を一元化し、これが擴充整備を
はかる建前から國民職業能力申告令の劃期的改正が二月廿二日斷行された。從つて國
民徴用はこの新國民登錄の要申告者を對象として適用することになるわけだ。

從前の申告令では「技能者登錄」は男子だけに適用され、その年齡範圍は「十六歳
以上五十歳未滿」であつた。また「青壯年登錄」は男子の場合は「十六歳以上四十五
歳未滿」女子のそれは「十六歳以上廿五歳未滿」となつてゐたが今度の改正で右の二
登錄制度は一本になり、兩者の長所を生かした「國民登錄」として技能者や一般青壯
年の別なく改めて登錄することになつた。このため要申告者の年齡範圍もぐつと擴が

り、男子は「十二歳以上六十歳未滿」女子は「十二歳以上四十歳未滿」の者はいづれも登錄の義務があるやうになつた。但し現役の陸海軍軍人、應召軍人、陸海軍學生、生徒、陸海軍軍屬（軍作業廳に應徴し軍屬となつた產業戰士も含む）或は醫療關係者（醫師、齒科醫、藥劑師、看護婦）獸醫師、船員らの特殊申告令の適用を受けるものは、從前通り申告を除外されるほか「國民學校の在學者」（初等科、高等科も含む）や結婚した女子（內緣關係も含む）もまた適用外として申告しないでよい。しかし從來、適用外と認められてゐた「技能者」「國民勞務手帳所持者」「徴用中の應徴士」「中等學校以上の學校に在學する者」は男女の別なく今後申告せねばならなくなつた。なほ未亡人のごときは四十歳未滿なら當然申告の義務のあることはいふまでもない。國民登錄の申告期日は毎年五月一日と十一月一日現在の二回にわたつて行はれるが、今年は特に五月一日の申告を繰上げ「二月二十二日」現在で全國一齊に行はれたことは周知のところであらう。

さて、徴用の對象となるべき者は右の要申告者であるが、これは現實に登錄した者

といふ意味ではない點に注意しなければならぬ。要申告者にして登錄しない者の中には次の者があるわけだ。

（1）要申告者に該當して未だ申告期限到來せざるにより登錄を了せざる者

（2）國民職業能力申告令第十一條で申告を免除されてゐる者

（3）申告を怠り又は忘れてゐる者

右の三者は登錄しなくとも要申告者であるから、徴用の對象となる。特に（3）に該當する者は、若し意識的に登錄を怠ることによつて徴用を免れるといふことがあつてはならないので、登錄してゐなくとも徴用が出來るのである。（2）に該當する者は國民徴用令で本令により徴用しない旨規定してある。それをあげると

第二十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徴用セズ

一　陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二　陸海軍學生生徒（海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム）

三　陸海軍軍屬（被徴用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク）
四　醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
五　獸醫師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
六　船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員
七　法令ニ依リ拘禁中ノ者

次に徴用除外の特例として第二十二條で若干の場合を列記してある。これは本來は徴用の對象となるが、人的資源の有效活用の點から徴用を避けるのが適當であるため特別の必要ある場合のほかは徴用しないといふ意味に外ならぬ。

第二十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徴用セズ

一　余人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏
二　帝國議會、東京都議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員
三　總動員業務ニ從事スル者ニシテ余人ヲ以テ代フベカラザルモノ

特別の必要とは、運用上徴用の對象とせざることを意味するが、しかし右に列記した者についても國務大臣や帝國議會の職員と市町村會の職員や民間工場に働く者と同視することは出來ない。運用上この中には必要ある場合には徴用せられる者がないとは斷言出來ない。

なほ徴用中要申告者に該當しなくなつた者を引續き徴用する必要があるときは、これを引續き徴用することが出來ることになつてゐる。

3　徴用の手續はどうか

今日徴用を行はれる場所は①國の行ふ總動員業務②工場事業場管理令に依り政府の管理する工場事業場その他の施設において行ふ總動員業務（管理工場）③厚生大臣の指定する工場事業場その他の施設に於て行ふ總動員業務（指定工場）といふことになつてゐるわけであるが（第四條）、これらの場所へ徴用をしたい場合には如何なる手續きを要するか。

それには總動員業務を行ふ官公衙（陸海軍の部隊及び學校を含む）の所管大臣又は管理工場若くは指定工場の事業主から、徴用の請求又は申請を厚生大臣に對して行ふのである。但し管理工場の事業主は當該管理工場を管理する主務大臣を經由して徴用を申請することになつてゐる。（第六條）厚生大臣はその請求又は申請に基いて徴用の必要あり、と認めた時は、徴用命令を發して地方長官に通達する。（第七條）さうして地方長官は徴用命令の通達を受けた時はその内容に從つて徴用せらるべき者を決定してこれに出頭命令書を出し、本人が出頭してくれば、身體の狀態、居住及び就業の場所、職業、技能程度、家庭の狀況、希望等を檢査又は調査して服務の適否を判定し、從事すべき總動員業務、職業及び場所を決定した上徴用令書を發し本人に交付する。但し緊急を要する場合には檢査や調査をせずに直ちに徴用令書を發する場合がある。（第七條の二）

徴用令書には次の事項が記載されるが、軍機保護の上から特に必要のある場合は省略することがある。

一　徴用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所（國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號ニ該當スル要申告者ニシテ職業ニ從事スルモノニ付テハ就業ノ場所）

二　從事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙又ハ管理工場若ハ指定工場ノ名稱及所住地

三　從事スベキ總動員業務、職業及場所

四　徴用ノ期間

五　出頭スベキ日時及場所

六　其ノ他必要ト認ムル事項

4　徴用銓衡はどうするか

徴用は既にみて來たところで明かなごとく徴兵に準ずる國家的なものであるため、その銓衡が嚴正適確でなければならぬ。然るに從來はその點、種々の缺陷があり例へば職業指導所の給仕程度の人間が、相當年輩の出頭者に對して威張りちらすといふや

うなことがあり、兎角、銓衡の適確を缺くきらひがあつた。そこで當局は徴用銓衡を嚴正にするため、徴用令書交付前に候補者を原則として事前出頭せしめ、豫め適否檢査をなすやう明文化した。そのためその事務に從事せしめる國民徴用官が各都道府縣におかれた。さうして國民徴用官は保安部長たる警視廳部長、警察部長たる北海道廳若くは府縣の部長又は地方長官の指定する警視廳若くは北海道廳の事務官、職業官、技師若くは地方事務官、地方職業官、地方技師を以てこれに充てることになつた。

5　社長徴用の場合はどうか

徴用の國家性を明確化する意味から社長徴用は當然考へらるべきことであり、當局もこれを行ふやうになつたが、その手續に關しては、特例を設けて厚生大臣は事業主からの申請を俟たず社長徴用を行ふことになつてゐる。即ち

「厚生大臣管理工場又ハ指定工場ノ事業主（事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者）ヲ徴用シ當該工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルニ當リテハ第六條乃至前條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ徴用命令ヲ發シ當該工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達シ地方長官ヲシテ徴用令書ヲ發シ徴用セラルベキ者ニ之ヲ交付セシメ又ハ徴用令書ヲ發シ徴用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ」（第七條ノ四）

と規定したのである。

6　出頭・徴用の變更その他

出頭命令書又は徴用令書の交付を受けた者が、疾病、傷痍、天災、地變、傳染病のための交通遮斷その他避くべからざる事故により指定の日時及び場所に出頭出來ない時には、厚生大臣又は地方長官にその旨届出でなければならぬ。（令第十一條、規則第九條）この届出でをしないで、無斷で出頭しないと、國家總動員法第三十六條第一項の徴用に應ぜざるものとして一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられるから注意しなければならぬ。

この届出は規則第九條の規定により警察官吏とか市町村長などの證明書を添付して

なさなければならぬが、出頭の日時が迫つて急を要する場合は、取敢へず電報なり電話なりで事情を申出る必要がある、この届出があつた時は、地方長官は事情を調査して、或は出頭の日時及び場所を變更し、或は徴用の取消をなすのである。この場合においては、出頭變更令書又は徴用令書を發したるのち、右の届出によらずして官の都合により出頭の日時又は場所を變更し或は徴用を不要とする場合が起るときは、一般の徴用變更又は徴用解除として取扱はれるのである。

徴用後、被徴用者は徴用令書で指定せられたところに從つて、官衙に使用せられる場合は當該官衙の長、管理工場又は指定工場に使用せられる場合にあつては、當該管理工場又は指定工場の事業主の指揮乃至指示を受けて、總動員業務に從事せしめられる。（第十七條）しかし種々の都合が、或る時は就業の場所を變更し、或る時は類似の他の職業に從事せしめる必要が生ずる。この場合においてその度に徴用を解除して、更めて徴用を行ふこととすることは、著しく不便であり、又業務そのものに影響するところが尠くない。そこでかかる場合は徴用の變更を所管大臣又は管理工場の事

業主から厚生大臣に請求又は申請することが出來ることとしてある。（第十二條）この請求に基いて厚生大臣が徴用變更命令を發することになつてゐる。この規定は他面において被徴用者を使用する官衙において自由勝手に徴用の內容を變更することを禁じてゐるのである。元來、徴用する際は徴用の必要（一定の場所において一定の業務に一定期間從事せしめる）に應じて、その人の事情や産業の狀況を考慮して、被徴用者を決定したのであるから、これを自由に變更することはたとへ使用する官廳の側から見るならば好ましいことであつても、本人の立場と、人的資源の統制運用の立場からみるならば、決して感心出來ないことである。例へば居住地で勤勞出來るといふので、系累多く、家庭から離れ難い人を徴用したのであるが、それを何時の間にか滿洲において就業するやうに變更したといふやうなことは、穩當を缺くといはねばならぬからだ。そこで上述のやうに相當嚴格な手續を要することとなつたわけである。

次に徴用の解除については、徴用された者は、徴用の期間が滿了した時、又は令第二十一條の規定に該當するに至つた場合は、徴用は終了し、當然に解除になるわけで

ある。（但し軍需會社法適用の工場においては徴用の期限はない）また引續き徴用する必要のある場合のほか、國民登錄の要申告者に該當せざるに至つた場合においても、徴用は當然解除されるのであるが、しかし、かくのごとく當然に徴用の解除にならぬ場合においても、その者が疾病その他の事由により、總動員業務に從事しがたくなつた場合、又は從事せしめる必要のなくなつた時には、所管大臣又は管理工場、指定工場の事業主から徴用の解除を、厚生大臣に請求又は申請しなければならぬ。この請求又は申請があつた時、または請求や申請のない場合でも厚生大臣が必要と認めた時は、徴用解除命令を發するのである。また本人が疾病傷痍その他已むを得ざる事由によつて總動員業務に從事しがたい時は、そのことを官衙に使用されてゐる者はその所管の大臣、管理工場又は指定工場に使用されてゐる者は厚生大臣まで申出で、所管大臣より厚生大臣に徴用解除の請求を、管理工場又は指定工場にあつてはその事業主が申請をなすことにしてある。徴用變更や徴用の解除、は厚生大臣の命令により、地方長官から令書を發する。この令書は被徴用者を使用する官衙又は管理工場、指定工

場を經由して本人に交付される（施行規則第十一條）被徴用者の就業の場所が外國なる場合には厚生大臣から令書が發せられるのである。

7　給與その他はどうなるか

徴用とは國民をして强制的に一定の作業に從事せしめることであつて、その業務が或は現在行つてゐる業務であることもあらうし、或は他の業務であることもあるわけである。また强制的に勞務に從事せしめられる結果、その業務がある特定者の經營に屬する場合には、その經營主體との間に使用從屬の關係が起る場合もあり、また自營業者をその業務に强制的に從事せしめる場合には、單にその業務を行ふことを廢止し得ない結果を生ずる場合もある。いづれの場合においても徴用そのものは强制的に一定作業に從事せしめる行政處分であつて、そのこと自體には何等特定の身分の設定を內容としてゐないのである。ただそれが適用される社會關係の實體の差異によつて、反射的效果として或は使用關係が起り、或は自營業務が發生するのである。さうして

徴用の法律上の效果が阻害せられない限りは、之の上に如何なる身分が加はらうとも何等差支へはない。即ち徴用處分があつたからといつて、徴用前の身分關係が當然に消滅するわけでもなく、また徴用中に徴用の效果と矛盾せざる身分が新たに加はつてもいいのである。

徴用した場合に從前の身分をどうするか。またその後如何なる身分を與へるかといふことは、徴用そのものの法律上の效果ではなくて政策の問題となる。政府が徴用した者を處遇する方針としては大體次のごとく考へられてゐる。即ち官吏を徴用した時は現官のまま應徴せしめ、俸給は徴用先の官衙で支拂ひ徴用された從前の官廳においては定員外として取扱ふ。徴用期間中は恩給年數は當然通算せられ、若し戰地等に派遣せられるときは恩給法の定むる所によつて一定年數が加算せられる。若し徴用先の官廳に轉任せしめることが普通の手續を經て行はれるとその結果、從前の官廳の身分がなくなる。官吏以外の者についても、應召者に準じて現在の身分を消滅せしめないで應徴せしめる。そして徴用期間を勤續年數に通算せしめることになつてゐる。被徴

用者の給與については本人の技能程度、從事する業務および場所等に應じ、且つ從前の給與その他これに準ずべき收入を斟酌して、被徴用者を使用する官衙の長又は事業主がこれを支給することになつてゐる。被徴用者に對する給與に關して必要な事がは、官衙に使用せられる者については、當該官衙の所管大臣が厚生大臣と協議して定めることになつてをり、又管理工場や指定工場の場合は、その事業主が厚生大臣の認可を受けて定めることになつてゐる。

徴用せられる者には旅費を支給する。徴用の適否を判定するために地方長官又は國民勤勞動員署長が徴用候補者の出頭を求めた場合は、徴兵旅費規則に準じ、徴用令書を發した後は、召集旅費規則及び各省の旅費規則に準じて支給する。徴用を解除せられて歸鄕する場合においても旅費の支給を受ける。出頭の場合の旅費については、徴兵召集の旅費に準じて市町村から一時繰替支辨を受けることが出來るやうになつてゐる。なほ厚生大臣は必要ありて認めた場合には國家總動員法第六條の規定に基き被徴用者を使用する管理工場又は指定工場の事業主に對し被徴用者の使用又は賃金、給料

その他の從業條件に關し命令をなすことが出來るやうになつてゐる。

徴用を解除せられた者の復職については、現官又は現職のまま應徴した者は解除とともに從前の官應又は職場において原職に復歸することは當然であつて、この點は應召の場合と全く同樣である。また徴用の際、徴用先官衙に轉任し、そこの官吏又は雇傭人として奉職することになつてゐる者であれば、徴用の解除があつても當然徴用先から退職し又は解雇となることはない。そこで徴用の際己むを得ざる事情で從前の勤務先を退職又は解雇となつてゐて、徴用先において官吏又は雇傭人としての身分を得てゐない場合が問題となるが、この場合においても應召者と同樣、原職復歸を原則とし、原職復歸不可能なるときは、優先就職を斡旋する等、入營者職業保障法に準じた行政的措置を講ずるのである。

8　信賞必罰の徹底

戰ふ生産戰列に決然〝白襷應召〟をした「應徴士」ならびに「應徴軍屬」の烈々たる勤勞報國の忠誠心と汗と血の尊い勞苦に對しては當然國家として酬ゐなければならぬ。それはたとへ應徴士や應徴軍屬が要求してゐるものではないとはいへ——そこで政府は十九年二月「被徴用者表彰規程」を作成、陸海軍、厚生省の共同省令として公布實施したのである。これより先、十八年夏には「應徴士服務紀律」が制定されてゐて、ここに應徴戰士の〝信賞必罰〟は完備した體制をとるに至つたといつてよい。

先づ表彰についてであるが、これは職場に戰ふ勤勞者の國家的表彰については「勤勞顯功章令」によつて一應表彰の途がひらかれてゐるが、同令による表彰條件は「多年にわたる精勵格勤」といふことが大きな狙ひとなつてをり、新規徴用者らはこの點勤續年限が比較的淺く、そのため同令によつて表彰される機會が極めて少いといふので、新たに應徴戰士のみを對象とする表彰制度が別個に設けられたのである。それは勿論、國民徴用令第十六條の四に「被徴用者ノ表彰ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」とあるに據るものである。

表彰の內容は「賞狀」および「應徴有功章」「應徴章」授與の三本建になつてを

り、陸海軍各作業廳に晴れの應徴した、いはゆる「應徴軍屬」と民間管理工場、指定工場に應徴した、いはゆる「應徴士」はいづれも表彰の榮譽に浴する機會を與へられることになつた。そして「賞狀」授與の場合は、應徴軍屬、應徴士らのうち平素徴用の本義に則り、その本分を盡し、他の模範となるもので、厚生大臣がこれを授與し、また職場の金鵄勳章に比すべき「應徴有功章」授與の場合は、その勤勞成績が特に拔群なものに厚生大臣が表彰狀と一緒にこれを授與し、國家的勳功を鑚へるのである。しかし、これらのものでも六年以上の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者、禁治産者、準禁治産者、破産者で復權出來ない者、職場で從業規則などにより譴責、減俸、慰勞休暇制限、出勤停止などの懲戒處分を一年以内に受けた者や、應徴士服務紀律に違背し、訓告、譴責、罷免の懲戒處分を受けた者は、この表彰を受けることは出來ない。「應徴章」は應徴戰士の從軍記章ともいふべきもので、應徴中任務を全うし、いよいよ徴用期間滿了となり解除となつた場合、作業のため死亡又は業務上の負傷、疾病により徴用解除となつたとき、入營（入團）應召で徴用解除或は徴用期間一年以上

過ぎて徴用解除になつた場合、それぞれ厚生大臣から證書とともに授與されるもので、以上の各表彰は應徴した產業戰士はもちろん、應徴職員、應徴社長らもひとしく適用されるのである。なほ輝く「應徴有功章」は現在職場に働く應徴士の胸に縫ひつけられてゐる例の布製の應徴士徽章の圖型をそのまま採用、經約一寸の銀の地金に黑の楯、銀色の刀、その周りに紅い旭光を配した莊重美麗なものであり、又「應徴章」は白銀一色の代用金屬で出來てをり圖型は同じである。

次に應徴戰士の「表彰規程」と表裏一體の關係にある「應徴士服務紀律」について觸れておきたい。これは令第十六條の五に

「被徴用者ニシテ管理工場又ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事スルモノハ之ヲ應徴士ト稱ス

應徴士懲戒、服制其ノ他應徴士ノ服務ニ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」

とあるに據るものであるが、令第十六條の三には

「被徴用者ハ忠誠ヲ旨トシ其ノ從事スル總動員業務ニ精勵スベシ」

とある。應徴士が如何なる心構へで職域奉公をすべきかはこれによつて端的に語られてゐるといつてよい。「應徴士服務紀律」は、一層これを具體的に規定したものである。いはゆる「應徴士十訓」ともいふべきものがこの服務紀律の第二條に次のごとくあげられてゐる。

一　應徴士ハ職紀ヲ尚ビ責任ヲ重ンジ全能ヲ奮ヒ誠心職務ニ勉勵スベキコト

二　應徴士ハ至誠上長ニ服從シ上下相信倚シ和衷協同互ニ敬愛スベキコト

三　應徴士ハ率先挺身部下ノ模範トナリ其ノ信望ヲ一身ニ聚ムル如キ行動ヲ爲スベキコト

四　應徴士ハ智識技能ノ錬磨ニ努ムベキコト

五　應徴士ハ氣節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ苟モ應徴士タルノ名譽ヲ毀損スルガ如キ所爲アルベカラザルコト

六　應徴士ハ居常簡素ヲ旨トシ質實剛毅ノ氣風ヲ振起シ堅忍不拔ノ精神ヲ涵養スベキコト

七　應徴士ハ保健衞生ニ留意シ體力ノ錬成ニ努ムベキコト

八　應徴士ハ職場保安ニ留意シ災害豫防其ノ他ノ措置ニ萬全ヲ期スベキコト

九　應徴士ハ機械、器具、材料、製品其ノ他ノ物資ヲ尊重シ苟モ粗略ノ取扱アルベカラザルコト

十　應徴士ハ自己ノ職務ニ關スルト否トヲ問ハズ知悉シタル機密ヲ保持シ防諜上遺憾ナキヲ期スベキコト

以上のごとく、いづれも平素の心構へとして肝要なことをあげられてゐるのであつて、事業主たる應徴士は生産遂行の全責任を負荷せられたものとの自覺に徹し、率先陣頭指揮を行ひ工場事業場總員一家の肉親的團結によつて戰力增强に邁進すべきであるはいふまでもない。萬一、これに違背するものがあれば、訓告、譴責、罷免の三種の懲戒が行はれるのである。然らば具體的にはどう處置されるのであらうか。

この懲戒は民間管理工場の一工員である應徴士をはじめ應徴職員さらに應徴社長に至るまで假に應徴士にふさはしくない不屆の言動のあつた場合、厚生大臣又は地方長

官が容赦なく行ふものであることはいふまでもない。從つて例へば不良徵用工員に對し工場、事業主が服務紀律に基く强力な錬成や懲戒を加へたが、依然惡質行爲がをさまらぬ場合とか、さらにまた應徵士たる社長や上長職員が應徵士としての本分に悖る所爲があり國家として看過出來ぬやうな場合、上下の別なくこの〝懲戒〟が發動されるのである。「訓告」「譴責」「罷免」の三つの懲戒のうち、「訓告」「譴責」は地方長官が本人を呼出し、訓告狀若くは譴責狀を交付し、事業主をして減給、慰勞休暇制限、家族手當支給停止などを行ひ、また罷免は禁錮以下の刑に處せられた者、應徵士として作業するにふさはしくない惡質者に對して發動されるが、この場合地方長官はこの旨を厚生大臣に稟申し、厚生大臣の決裝を經て本人に徵用解除の令書を交付し、その事案を檢事局に送致するとともに本人の本籍地の市町村長宛に罷免に處せられた旨を通告するといふ手酷しいものである。また事業主たる應徵士に對しては厚生大臣が行ふが、厚生大臣の行ふこの懲戒と罷免については官報を以てこれを公告することになつてゐる。

9 應徵士の扶助制度

應徵士が國家の命令に應じ、勇躍徵用勤勞に服するやうになつても、あとに殘つた家族が生活に困るといふやうなことがあつては、國家として默視出來ないとともに、應徵士本人をして本當に總動員業務に專念させることも出來ない。〝白襷應召〟である以上は應徵士にこのやうな心配をさせてはならぬ。そこで昭和十六年十二月の國民徵用令の改正で徵用扶助に關する規定が設けられたのである。即ち第十九條の三に

「被徵用者徵用セラレタル ニ因リ其ノ家族ト世帶ヲ異ニスル ニ至リタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因ル ニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ル ニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ遺族ガ生活スルコト困

難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ家族又ハ遺族ノ範圍及扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」

とあり、第十九條の四には

「前條ノ規定ニ依ル扶助ガ被徴用者ニシテ管理工場若ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル國庫ニ納入セシメルコトヲ得」

となつてゐる。つまり徴用をされることによつて本人や家族が生活困難となつた場合は國家は扶助し、その扶助に要する經費はその管理工場、指定工場ノ事業主が國庫へ納めるといふ形式をとつてゐるとみればよい。

ところで右の場合における家族と遺族といふのはどの程度の範圍をいふのであらうか。先づ家族といふのは「國民徴用扶助規則」の第二條によると

一　被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ配偶者（屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト

同樣ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ）又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二　前號ニ揭グル者ヲ除クノ外被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者ノ徴用セラレタル時又ハ徴用ヲ解除セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三　前二號ニ揭グル者ヲ除クノ外被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者ノ徴用セラレタル時又ハ徴用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帶ニ在リ且引續キ其ノ世帶ニ在ルモノ

以上の場合のものをいふのであるが、次に遺族とは扶助規則第三條において

一　死亡シタル被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ガ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二　前號ニ揭グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶

養ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト

同一ノ家ニ在ル者

三　前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者ノ徴用セラレタル時又ハ徴用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帶ニ在リ且引續キ其ノ世帶ニ在ルモノ

と規定してある。かかる場合に扶助を行ふのであるが、それは「生活に必要なる限度」において行はれるのであつてその種類には生活扶助・醫療・助産・生業扶助および埋葬費の支給となつてゐる。けれども既に明かなごとく、扶助を受け得る者、その家族および遺族の範圍その他について一定の制限があるために、この制限外の者にはたとへ生活困難の狀況にある者に對しても、扶助を發動することも、又受くることも出來ないわけである。それからそれが一つの規則として運用されなければならぬ關係上、手續上の問題もあり、それこれの點を考慮して政府では、別に徴用援護事業助成費としてある程度の豫算をもち、これを廳府縣に交付助成して

一　國民徴用扶助規則に依る扶助開始前應急扶助を要する者の援護

二　國民徴用扶助規則に依つては扶助をなし得ざるも實際上同規則に準じて扶助を要する實情に在る者の援護（例へば被徴用者又は被徴用者たりし者の嫡出に在らざる子、伯叔父母、甥姪等）

三　その他國民徴用扶助規則に依る扶助をなし得ざるも實際上扶助を要する情況に在る者の援護

四　小商工業者、小農山漁家にして家業の經營に支障を來し生活困難となるおそれある者の業務維持その他適當なる措置を講ずる必要あるものの援護

五　業務上死亡したる者の弔慰及び重傷者の見舞

六　其の他廳府縣において徴用援護上必要と認めたる事業等

を徴用扶助の補完的作用をなす、いはゆる徴用援護事業として徴用扶助制度に附帶して實施して來た。爾來、徴用扶助および徴用援護と兩々相俟つて相當の實績をあげ、徴用の圓滑なる運營實施に尠からざる寄與をなしたのであつた。然るに徴用が普遍化

して來るとともにその國家性は益々深まつて來たので、國民徴用援護制度の擴充が叫ばれるに至り、十八年六月、軍人援護會の仕組とほぼ同様の財團法人「國民徴用援護會」が發足した。その設立についてはその發會と同時に發表された趣意書によくその精神がもられてゐるからそれをここに紹介しておきたい。

「對米英宣戰ニ關シ畏クモ大詔ヲ奉戴セシヨリ玆ニ一年有半、其ノ間皇軍ノ武威日ニ揚リテ赫々タル戰果實ニ世界ヲ震憾セシム。是レ因ヨリ　御稜威ノ下皇軍ノ雄渾ナル戰略ト勇烈ナル猛鬪トニ依ル資ナリト雖而モ遠ク戰陣ニ挺身シテ作戰及建設ノコトニ從ヒ、或ハ銃後ニ在リテ皇軍ノ威力發揮ニ缺クベカラザル軍需生産ニ敢鬪シツツアル應徴戰士ノ勞苦ニ俟ツ所亦甚大ナリト謂ハザルベカラズ。

熟々今後ニ於ケル戰局ノ動向ヲ察スルニ敵米國ハ特ニ其ノ豐富ナル物資ト巨大ナル生産力トヲ總動員シ以テ執拗ナル反擊ニ出デントスルモノノ如ク最近日夜連續シテ敢行セラルル決戰猛鬪ノ漸次凄烈ヲ加ヘルニ依リテ炳ナリトス。而シテ斯カル戰局ノ新段階ニ即應シテ必勝擢敵ノ態勢ヲ推進センガ爲ニハ戰産一如ノ高度遂行ヲ措

イテ他ニ途無キガ故ニ今ヤ我ガ生産ノ飛躍的增強ハ實ニ國家喫緊ノ絶對的要請ニシテ生産陣ニ敢鬪スル應徴戰士ノ責務加重スル所ヲ知ラザルナリ。

振古未曾有ノ此ノ秋ニ際シ應徴戰士ガ克ク徴用ノ本義ニ則リ益々奉公ノ念ヲ鞏ウシテ以テ國家ノ寄託ニ應ヘル所ノモノ正ニ皇國勤勞道ニ生クル戰士ノ常ナルベシ。然リト雖大イニ其ノ勤勞精神ヲ鼓舞激勵シ物心兩面ニ亘リテ援護ニ完璧ヲ期スルハ亦極メテ重要ノ事ナリト謂ハザルベカラズ。

此ノ故ニ政府ハ曩ニ生産增强勤勞緊急對策ヲ決シ以テ國民徴用援護制度ニ劃期的擴充ヲ企圖セリ。我等ハ此ノ機宜ヲ得タル政府ノ施策ニ對シテ其ノ運用ヲ援ケ以テ國民徴用援護事業ノ國家的使命ニ貢獻スルコト現下ニ於ケル重大ナル義務ナルヲ思ヒ玆ニ官民一體トナリテ財團法人國民徴用援護會ヲ設立セントス」

かくて小泉厚相を會長に前厚生次官兒玉政介氏を理事長とする國民徴用援護會は設立された。さうして援護活動の第一は〝差額補給金〟の支給である。それまで應徴戰士の應徴前の收入と應徴後の收入との赤字の補給つまり差額補給は各工場の手で行は

れてゐたが、これが概して圓滑適正に行はれないため、兎角應徴戰士の不平、不滿の種となつた。同會發足後はこの差額補給金の支給を一手に引受け、而も迅速に公平に補給金を支給し、應徴直後の生活安定を期してゐるので、この點の不評は解消した。差額補給は前收入と現收入の差を全額補給することが何よりだが、財源に限りがあるので次のやうな一つの基準のもとに實施されてゐる。

即ち滿十八歳未滿―四十圓、十八歳から廿歳まで―五十圓、廿歳から廿五歳まで七十圓、廿五歳から卅歳まで―八十圓、卅歳以上―九十圓がその支給基準で、同時に扶養家族一人について十圓の家族手當を支給することになつてゐる。從つて例へば卅歳以上の應徴士で扶養家族五人あり、前收百五十圓の者が應徴後七十圓の收入となつた場合は、補給金の基準九十圓と家族手當の計五十圓とを加へた百四十圓から現收七十圓を差引いた七十圓を月々補給されることになる。またこのほか應徴して家族と別居するときは別に特別補給の名目で月十五圓支給され、以上の補給金の支給は所定の手續を工場側に申請すれば工場が月々援護會の代拂ひをしてくれることになつてゐる。

このほかの援護對策としては、

◇應急援護――これは應徴した際、家族が病氣したり死亡したり、子供が入學することなどで出費がかさみ金の工面に困る者、或は生活困難なものに對しては「應急援護金」として申込次第簡便に各支部勤勞動員署を通じて平均月約四、五十圓宛三ヶ月分を限度に前以て渡し後顧の憂ひを除くことになつてゐる。また地元の工場などに應徴する場合、旅費とか日當を工場から貰へないので、この場合は一人金三圓の支度金をおくることになつてゐる。

◇醫療援護――應徴者が傷病し健康保險の給付期間が過ぎても癒らぬ場合は徴用されてゐる間は同會で療養費を負擔し、又徴用解除となつた者でも醫療を受けることの困難な場合は、六ヶ月引續き療養費を負擔し、特に結核の場合は期間は問はない。その他轉地療養を必要とするときは往復の旅費・義肢補助器の支給も行ふ。

◇遺族の育英――應徴者が職場で傷病死した場合は、遺族の申込により遺兒の育英資金として專門學校以上は一人年六百圓、中等學校は同二百五十圓以內を卒業の曉まで

補給する。

◇遺族の職業補導――殉職應徵戰士の妻子などを自力更生させるため、その志望する職業補導施設や學校、養成所などに入所、入學させ補導期間中一人二百圓程度の給與を行ふ。

◇弔慰および見舞――應徵中職務に殉じた者には二十圓乃至五十圓の弔慰金を贈るとともに一週間以上の傷病者には五圓乃至十圓の傷病見舞金をおくる。

以上は物的援助の主なるものであるが、これと併行して精神的な面においても各種の事業を繰展げることになつてゐて、機會ある毎に修養、錬成の道を講じ、或は工場事業主に呼びかけ勤勞管理の改善徹底に、また一般國民に對しては國民徵用の國家性をあまねく徹底させ、同時に援護の實踐を行はせるため、各種の國民運動や行事、催物を行ふほか、適時徵用援護の模範となる隣組や個人をも表彰し援護事業の徹底を期することになつてゐる。

10 職域徵用と女子徵用の問題

最後に職域徵用制と女子徵用の問題について觸れておきたい。

先づ職域徵用制からみるが、從來徵用といへば地域的徵用といふものがとられてゐたことは周知の通りである。この地域的徵用が行はれると、それは現在それらの人々の屬してゐる職域といふことにはさして重點をおいて徵用が考へられぬ傾向がある。だから假に甲なら甲といふ會社の社員が地域的徵用を受けるとすれば、甲の會社のその後の會社運營といふことは殆ど先づ考慮されずに徵用といふことが行はれる。甲會社自體からみるならば、その會社としてはどうしてもゐなくてはならぬ人物が他へ徵用され、比較的ゐなくても差支へないやうな人物が殘る、その結果、會社運營に重大な支障を來すといふことになる。而も今日、存在するやうな職域は必ず戰力增强と直接間接に關聯してゐるのであるから、或る會社の運營がうまく行かなくなると直ちにそれは戰力增强の隘路となりかねない。本當に現在は、總力戰の段階に入つてゐるの

だ。

この弊害については各方面で色々改善が要求されてゐたのであるが、今度政府もその要望をとり入れ、職域徴用制を考慮することになつた。それはどんなことかといへば、今述べたやうに甲なら甲といふ會社の一番重要な仕事をしてゐる者は寧ろその會社にゐて職域奉公をさせた方がいゝのであるから、さういふ風にしようといふのだ。つまりその會社を對象として五人なら五人の徴用を割當てれば、會社としてはその五人を適當に會社自體の運營とも睨み合はせた上で選出するといふ方法である。これは地域徴用よりもその運營がなかなか困難であるが、總力戰的段階においては十分效率をあげるやう官民ともに協力しなければならぬ。

次に女子徴用であるが、これは既にみて來たやうに國民登錄では女子も對象となつてゐて、何時でも徴用出來るだけの準備は完了してゐるのである。けれども日本の家族制度並に女子の特異性に鑑み、これは一番最後の手段として差當つては行はれぬ。東條首相は機會ある毎に、女子徴用を行はぬ旨キッパリと言明してゐるのである。

しかしながら、そのことは女子が勤勞しなくてよいといふのではない。政府は勤勞報國協力令による女子挺身隊の進出を促進し、場合によつてはこれを强制的に行はしめるやうにもなつた。

三　徴用はどう運用されるか

1　『出頭命令書』が來たら

徴用は一般の場合突然行はれるものではない。昨日迄商賣してゐた者が、翌日には徴用令書が來て早速工場に勤務するやうなことは絶對にあり得ないことなのである。政府は國民を徴用するに際し、豫め「國民徴用出頭命令書」をそれぞれ各人に送達する。差出人は地元の地方長官（東京都の場合は警視總監）である。この出頭命令書は次の雛型の通り表面に本人の本籍地、現住所又は就業の場所、氏名、生年月日が記載され、「何月何日何時何分」「何處何處の場所」に出頭せよと明記されてあるから必らず出頭命令書を持つて指定の日時、場所に出頭しなければならぬ。出頭命令書は、どんな場合でも出頭月日の數日前に役所から郵便で送達されるから大切に保管せねば

出頭命令書雛型

（表面）　用紙ハ白色、大キサハ日本標準規格B六

出頭命令書發付番號　第　號

出頭命令書

本籍　何都府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地
居住又ハ就業ノ場所　何都府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地
氏名　何年何月何日生

右ノ者國民徴用令第七條ノ二ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭スベシ

出頭スベキ日時　何年何月何日午前後何時
出頭スベキ場所　何々
備考

昭和　年　月　日

廳府縣長官氏名㊞

ならぬ。出頭の場所は、一般に地元の國民勤勞動員署とか市區町村役場或は國民學校等である。

このやうに徵用實施に先だち各人に出頭命令書を送達する趣旨は、その者が果たして被徵用者として總動員業務に從事することが出來るか、どうか。即ち健康や家庭の狀況或は技能の點、現在の職務の關係等からこれを綜合的に檢討してみて適するか、それとも適しないかを銓衡決定する爲の制度であつて、いはば徵用の豫備檢査ともいふべきものである。

出頭命令を受け徵用の銓衡を受ける際は、銓衡場で先づ第一に裸になつて詳細な身體檢査を受けるからなるべく、出頭の前日位迄に入浴散髮して小ざつぱりした身體、服裝で出頭する心構へが肝要だ。そして出頭命令書と共に印鑑は必らず携帶提示することになつてをり、銓衡場で徵用官や係官の訓示や注意されたこと等を記す萬年筆又は鉛筆と手帳、更に身體檢査の際脫いだ衣服を包む風呂敷を用意すると便利である。

現在の仕事或は健康狀況等から、折惡く當局の命ずる日時、場所に出頭出來ぬ場

合、例へば長期の出張、旅行中の留守に命令書が屆いた時とか、病氣で療養中の場合若くは地震、火事、風水害その他の事故で出頭不能の際は、醫師の診斷書や、警察官市區町村長、驛長、町會長、事業主とかの證明書を携へ、地元の國民勤勞動員署若くは都道府縣の職業課（動員課）に留守家族らが出頭の上、事情を述べることが必要で、若しこの樣な場合例へば止むを得ぬ事故に基く出頭不能でも當日迄に屆け出ないと罰せられるから特に注意が肝要である。また出頭に際し徵用銓衡の場所が遠隔の地であり、このため汽車賃電車賃の支出困難な者は、出頭命令書を地元の市區町村長に示しその旨を申出れば、これに必要な交通費を豫め交付して呉れることになつてゐる。

次に徵用銓衡場の實際の模樣を說明して參考に供しよう。

徵用銓衡場に出頭する早々先づ受付の係官に出頭命令書を提示する、出頭の時間は如何なる際でも少くとも指定時間の二、三十分前に所定場所に出頭すべきである。出頭者は大概數十名乃至數百名に及び國民學校が徵用銓衡場とすれば、一先づ講堂や廣場の如き處に一同集合を命ぜられ、國民儀禮の後ここで徵用官から國民徵用の國家的

意義、被徴用者としての心構へ、徴用銓衡についての訓示注意が行はれる。これが濟むと出頭者中に應召、入營者があれば、列外に出て徴用官に申告し、銓衡を受けずにその場から歸宅を許される。又盲人、啞その他不具癈疾者があれば、これも直ちに歸宅を許される。かくて愈々徴用銓衡が開始されるわけである。

健康診斷がイの一番に始められる。一同順番に猿股若くは褌一つの裸になり、視力檢査、體重、胸圍、身長等に續いて專門醫から詳細な健康診斷が行はれ最後に肛門部の檢査があつて健康診斷は終了する。この際醫師は、過去に罹つた主なる病氣とか身體の狀況等を質問することがあるから、正しく明瞭に答へねばならぬ。現在疾病に罹つてゐる者は、豫め醫師の診斷書を貰ひ檢査醫に提示することもよい。この間の檢査時間は早くて四、五分遲くて廿、卅分位で濟むのが普通だ。丁度壯丁檢査の狀況と思へば間違ひあるまい。

健康診斷が終ると別室で所謂本格的の徴用銓衡が一人一人詳細に先づ徴用補助官の手で行はれる。徴用補助官は言葉丁寧に現在從事する職業、業務をはじめ家庭の實

情、收入の點、技能、兵役關係、希望などを座談的に尋ねるから、ここで何等遠慮することなく一々質問に應じて答へねばならぬ。又希望等を述べることもよい。徴用の適否はこの銓衡により決定するのであるから正しく、明快に、要領よく答へた方がよい。徴用補助官は一人の出頭者のみでなく多勢の出頭者を短時間に銓衡しなければならぬのだから必要以外の事は極力省かねばならぬ。

この徴用銓衡に際して「證明書」「歎願書」の如きものを提出することを認められてゐる。例へばその者が徴用されると余人に代へ難く、業務遂行上或は家庭の維持上困難を生するとかいつた、特殊の事情を文書により陳情若くは證明するもので、これを提出したからと云つて徴用官は必らずその者の徴用を猶豫若くは延期するとは限らないが、徴用銓衡に當つての一つの參考資料として勘案されるのである。更に又銀行會社、商店その他の勤勞者の徴用出頭に際しては、事業主の手で本人の身分、職業の內容、經驗年數、收入、技能程度、學歷等を所定の用紙に記載して證明し、出令命令書と一緒に提示し徴用官の參考に供する場合もある。かくして先づ徴用補助官から詳

細な徴用銓衡を受けてからのち更に徴用官の銓衡を受ける。徴用官は徴用補助官の調べた内容を愼重に點檢し、必要に應じて種々質問を發する。特に現在の業務内容、地位、就業先および職種の希望等を尋ねる場合が多いから簡單明瞭に答へねばならぬ。國民徴用はいふ迄もなく米英撃滅の生産陣はじめ建設その他國家緊急の總動員業務に對して比較的不急部門の業務に携はつてゐる青壯年男子を國家の命令により動員勤勞させるのが目的であるから、出頭命令書を受けた者は、既に徴用銓衡に先立ち、産業應召」の覺悟に燃え、且つ勤勞報國の誓ひを固め、あく迄決戰下の日本國民として、相應しく堂々とあたかも壯丁檢査場に臨むが如き態度を以て晴れの徴用銓衡を受けるべきで、兎角出頭者の一部には、徴用を忌避するが如き態度を見受けられ甚だ遺憾に思ふのである。この點特に出頭者はその態度、言語に戒心すべきであると思ふ。

現下の國民徴用の銓衡は、あく迄徴用の國家性に基き出頭者の地位・年齢・職業の如何を問はず嚴肅、公平に執行され、一々親切且丁寧に銓衡を執行されるから、各出頭者は徴用官並に各係官の意を體し、各々のその指示に從ひ誠意を以て無事銓衡を終

らねばならぬことは玆に云ふまでもないことである。

徴用官は必要な質問銓衡を終ると最後に「本日は御苦勞でした。もう歸つてもよろしい」といふから指圖通り直ちに退場することだ。以上の銓衡經過で大體出頭の義務を果たした譯で、徴用か非徴用かは、徴用官からその場で言渡されることは特殊の場合以外はないのである。

2 「徴用令書」が届いたら

徴用令書は前記の徴用銓衡が終つてから、原則として一週間以内に地元の市區町村役場から本人に受達されるのが普通である。出頭命令の時は郵送されるが、徴用令書は市區町村役場の係員が各人の自宅に届けてくる。東京、大阪等の大都市の場合には徴用事務繁忙の爲、徴用銓衡の時から十日乃至二週間後位に徴用令書が交付される事もある、徴用銓衡を受けてから右期間を過ぎても徴用令書を送達されないときは大體に於て「非徴用」と決まつたものと考へて宜しい。徴用令書を交付された際は、直ちに

徴用令書雛型

（表面）

徴用令書發付番號	第　　號

徴用令書

本籍　何都府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地
居住又ハ
就業ノ場所　何都府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

氏名

何年何月何日生

右ノ者左ノ通徴用ス（セラル）

從事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙又ハ管理工場若ハ指定工場ノ名稱及所在地	何
從事スベキ總動員業務	何
從事スベキ職業	何
從事スベキ場所	何
徴用ノ期間	自何年何月何日 至何年何月何日

徴用令書發付番號	第　　號

出頭スベキ日時	何年何月何日午前 後何時
出頭スベキ場所	何　々
備考	

昭和　年　月　日

厚生大臣　氏　名㊞
廳府縣長官　氏　名㊞

徴用令書發付番號	第　　號

受領證

一　徴用令書（何年何月何日發付第何號）

右受領ス

昭和　年　月　日午前
後　時　分

本籍　何都府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地
居住又ハ
就業ノ場所　何都府縣（北海道）何郡（市）（區）何町（村）大字何、何番地

氏名㊞

厚生大臣　名殿
廳府縣長官　名殿

令書に附屬する受領書（點線のところから切り取る仕組）に氏名を記し捺印の上役場の係員に提出することになつてをり、若し本人が留守の際は、留守の家人が代つて捺印すればよい。

徴用令書は雛型の如く被徴用者の本籍、現住所若くは就業の場所及び、新たに勤勞する徴用工場の名稱、所在地、從事すべき總動員業務、職業名、從事すべき場所、徴用の期間（二箇年）出頭すべき場所および日時が明瞭に記載され、厚生大臣若くは地方長官の氏名捺印が印刷されてゐる。

徴用令書を交付された際、被徴用者が相當く病氣や怪我の爲、或は天災その他避くることの出來ない事故で出頭し難き場合には、必らず醫師の證明書や市區町村長、警察官、驛長、船長等のこれに必要な證明書を携へ都道府縣の動員課（職業課）若くは地元の勤勞動員署を通じて厚生大臣又は地方長官にこの旨を届け出なければならぬことになつてゐる。尚赴任旅費は受け入れる徴用工場側で全部赴任後支給されることにはなつてゐるが、若しこれが立替支辨出來ない被徴用者は、出頭に先立ち徴用令書を

地元の市區町村役場に提示して事情を述べると必要な旅費を立替支給することになつてゐる。

徴用令書の交付と同時に今後勤勞する先の徴用工場若くは作業廳等の「新規應徴者赴任心得」と題する赴任に際して注意すべき心得、用意等を印刷したものが必らず添付されてくる。次は○○徴用工場の赴任心得書の全文で參考の爲ここに掲載してみる。

新規應徴士赴任心得（○○縣）

就業の場所　（○○縣○○町○○工場）

「徴用を受けたる者は、作業の如何を問はず國家總動員業務に從事し戰時重要產業の第一線に御奉公致すべき職責を有するを以て戰場に赴くと同樣の名譽と決意を以て赴任せらるべし。

尚指定の日時に遲刻せざる樣十分注意せられ萬一指定の日時に出頭致し難き場合

は、徴用令書裏面に記載の心得通り速かに手續を執らるべし

一、服　　裝

（1）寢具は貸與するも用意ある者はなるべく持參すること、持參者に毎月五圓の損料を支給し送料を負擔す

（2）寢衣は各自持參のこと

（3）洋服・帽子・靴等持合せのものにて可なるに付必ず持參のこと

（5）作業服・作業帽・通勤マーク等當初一回限り貸與す

（5）雨傘・タオル・石鹸・齒磨用品等の日用品は時局柄可成持合せ品を持參せられ度し

二、參着心得

（1）旅費及赴任手當を支給す（旅行前に旅費の概算支給を受けざる爲出發し難き者は居住地市區町村に徴用令書を提示して前金拂を受くること）

（2）宿舍は準備しあるにつき當日係員の指示を受くること

（3）入社の際持參すべき書類その他

（イ）履歷書（自筆のこと）

（ロ）戸籍謄本（最近二ヶ月以内のもの）

（ハ）身元證明書

（ニ）轉出證明書

（ホ）衣料切符

（ヘ）從前の收入額申告書及び印鑑

（ト）徴用令書は必らず持參せらるべし尚令書の內容は一切他言せざること

（チ）青年學校生徒手帳及國民勞務手帳又は職業能力申告手帳を所持し居る者は持參のこと（以上の書類で當日迄に用意出來ざる者は到着後提出し得る樣手配し置くこと）

（4）集合日時　○月○日○時○分

（5）集合場所　○○線○○驛下車徒歩約廿分

此の赴任心得は厚生省の指導のもとに各會社、工場に於て作成したもので、内容は何れも大同小異である、赴任に際し特に注意すべき點は「參着心得」の（3）にある履歴書、戸籍謄本、身元證明書、轉出證明書、衣料切符、從前の收入額證明書及び印鑑、徴用令書を持參することで、各證明書の内容について不明の點があれば、最寄りの國民勤勞動員署に照會すれば詳細教へてくれる。また赴任旅費、即ち車馬賃は實際支出した額だけ會社、工場側で赴任後支給されるが、この間途中旅館に泊つた際は大體三圓乃至六、七圓位の宿泊料並に食費も支給され、なほ別に「赴任手當」なるものは廿圓内外が標準である。

かくて晴れの「産業應召」した應徴戰士は部落會や町内會の隣組の人達や地元の關係官民の盛んな壯行見送りを受け勤勞報國の意氣に燃えて勇躍赴任する譯だが、例へば管理工場や指定工場に應徴した所謂「應徴士」は職場に着く早々工場醫の手で嚴密な健康診査、或は適性檢査を受けるが、特に結核系統の疾患については特にツベルクリン反應檢査、血沈檢査、レントゲン間接撮影などの綜合診査が實施される。若し結

核が發病してゐるやうな應徴者は概ね作業に不適當なので、即日歸鄕を命ぜられ、徴用解除となる場合が多い。健康診斷を受け健康者と判定された人達は直ちにカーキ色の作業衣、戰鬪帽を支給される。民間管理工場の應徴士は左胸部に榮譽ある「應徴士徽章」を佩用する。そして各々割當てられた寄宿舍に收容され、次いで工場の廣場、講堂等で開催する嚴肅な新規徴用者入所式に他の應徴士らと共に參列する。

此の入所式は新規徴用者が工場に入る毎に開催されるもので、厚生大臣、陸海軍大臣代理および關係官、會社の社長以下の各幹部列席のもとに極めて嚴肅裡に擧行され關係大臣の訓辭、社長らの挨拶、激勵に應へて應徴士代表の「我等は應徴士としてあくまで忠誠を旨として國家産業の發展に挺身せん」との烈々たる覺悟を示す宣誓が行はれ、一先づ閉式、續いて歡迎會等が開かれる場合が多い。これで被徴用者は「應徴士」若くは「應徴軍屬」といふ名譽ある身分を獲得し、それぞれ米英擊滅の生産決戰に文字通り戰鬪配置された譯である。寄宿舍の窓越しにみる大工場の偉容、轟々たる生産戰場の響きに接し諸君は、自から身内が引き緊り、生産決戰に「擊ちてし止ま

む」の氣概に燃えるに違ひないと思ふ。

3　應徵後の訓練、練成

新たに應徵して職場に入つた應徵士並に應徵軍屬は、それぞれ一應軍作業廳や管理工場、指定工場特設の新規徵用工員の寮（寄宿舍）に合宿收容されるのが普通で、應徵する早々一般舊工員等と作業をすることは殆んどその例を見ない。寮は學校の寄宿舍の如く大きな建物で、六疊か八疊位の室に五、六人宛起居し仲間から選ばれた室長指導の下に統制と規律ある軍隊式の起居、生活が行はれ若き日の寮生活が思ひ出される。

新規應徵者の訓練、錬成は大體二樣に實施されてゐる、即ちその一部は職場の寮に入るに先立ち厚生省の指令で設置された各都道府縣の「勤勞訓練所」に入所し、他の一部は前記の如く直接作業廳や工場の寮に入り徵用の職場配置に先立ち「事前訓練」を受けるのが常となつてゐる。この事前訓練を行ふ目的は、各方面の職域から應徵し

た人々に此の米英擊滅の生産決戰に斷乎勝ち抜く逞ましい勤勞報國精神所謂「皇國勤勞觀」を涵養し、國家から選ばれた榮譽ある應徵士としての誇りと自覺を與へ、同時にどんな作業、勞務にも耐へ得る强壯な體力を培ふことにあり、現在職場の熱練工として生産增强の第一線で頑張つてゐる新規應徵工員の大半は何れも一度は必らずこの訓練を受けてゐるのだ。先づ工場から委託訓練を受けて都道府縣の「勤勞訓練所」に收容された新規應徵者の訓練、錬成の實況からみて行かう。各訓練所は規模の大小により收容人員數が異なるが、概ね一箇所四、五十名位から二百名位收容し團體的訓練を廿日間に亙り實施する。

次は全國の勤勞訓練所のうち極めて優秀な成績をあげつつある大阪府勤勞訓練所（關急沿線高鷲）に於ける訓練の模樣を參考のため紹介したもので、應徵者に對する心身兩面からの徹底した訓練は、多數の應徵工員を極めて優秀、勤勉な增產戰士として戰ふ生產戰列に送り出してゐる。同訓練所の指導方針は「訓練の目的は應徵士たるの使命と名譽とを自覺せしむると共に確固たる精神、剛健なる身體を錬成し不退轉の

決意を以て最善の努力を拂ひ最大の能力を發揮し得る優良産業戰士たるの素地を培ふ」ことにある。之がため

一、決戰下應徵士としての精神訓練を施し、至誠一貫勤勞を以て君國に報ずべき精神に徹せしむ

二、身體を鍛錬し困苦に耐へ不屈不撓終始旺盛なる意氣を以て新職場に敢闘し得べき基本的身構へを作らしむ

三、團體訓練に依り規律、責任、協同、親和、禮儀、感謝等の德性を陶冶せしむ

といふ訓練の三目標を樹てその訓練に當つてゐるが、この事前訓練の狙ひは、應徵士をして職場の惡風に馴染ませず「白紙應召」の心構へを無垢のうちに指導、鍛錬して皇國勤勞觀を體得せしめ、產業應召者としての誇りと自覺を持つて新職域に送り込むことと、年齡、前職、生活經驗等種々雜多にして然かも、その大多數が工場生活の未經驗者である應徵士に團體生活の訓練を施し、工場の集團生活に直ちに適應せしむる基本的身構へを作らせる點にあり、從つて同訓練所の訓練内容は、專ら精神鍛錬と體

練に重きをおき軍隊的規律の下に團體的生活を通じて和樂團結の氣風を養つてゐる。

同訓練所の定員は二百名で、每回一工場約百名宛大抵二工場の應徵士を收容し次の日課表により事前訓練を實施してゐる。

日課時限表（大阪府勤勞訓練所）

行事		
起床	午前 五・三〇	
寢具の整頓。室内外の清掃。洗面。	自 五・三〇 至 六・〇〇	
日朝點呼。國旗揭揚。拜神。宮城遙拜。祈願默禱。詔勅奉讀。應徵士服務紀律齊唱。修養行事。	自 六・〇〇 至 六・四〇	
朝食		六・五〇
訓練・講義	自 八・〇〇 至 一一・三〇	
診斷		九・〇〇

食事			一二・〇〇
講義・訓練	午後自 一・〇〇 至 四・三〇		
國旗降納。拜神。「誓」齊唱。			四・三〇
夕食			五・三〇
入浴	自 五・〇〇 至 七・〇〇		
修養。講話。座談。自習。	自 七・〇〇 至 八・〇〇		
日夕點呼。拜神。宮城遙拜。所願訣辭。祖先父母への挨拶。夜の挨拶。		八・四〇	
就寢		八・五〇	
消灯		九・〇〇	

此處の勤勞訓練は右日課表に基き期間中（廿日間）反復續行されるが、天候その他

の都合により一部變更することもある。訓練所長の常に語る指導理念を借りて云へば「指導者は醫者である。應徵士は患者である。訓練行事は藥である。徵用工員の共通的缺陷は何か、その缺陷の矯正に行事の總ては行はれる。にがくても藥は呑め！　呑む方も眞劍なら呑ます方も眞劍である。行事は魂が籠つて初めて身につくのである……勤勞作業に於て困難な作業をやり遂げた時はその努力、强固な意志力を私は極力褒めるのが常である。『下手でもやれ』年寄りの私自身が駈走訓練の先頭に立ち、鍬を擔いで眞つ先に飛び出す。行事は形式でなく、强ゆるものではない。指導者が率先すれば否應なしについてくる。應徵士の低能率を屢々耳にするが工場の幹部諸君は胸に手を置いて考へて貰ひたい。

次に規律、節度の不正確の點だが——私は集團生活の秩序は「禮儀」に初まると申したい。禮儀を正しくすれば自から規律が生まれ、動作に節度がつく。上長には勿論同僚に對しても禮儀を失しない樣注意し、朝夕の禮、食事の禮、初業と終業の際の機械に對する禮を必らず實行することだ。

「躾」とは禮儀ある生活訓練を習慣づけることであると思ふが、最初は嘗訓練所で引受けるが、退所後は工場で責任をもつて勵行して戴きたい。中途で行方不明となる様では習慣とは云へない。要するに禮は終始一貫嚴格に勵行することだ」と。

以上に依つて同訓練所の行事目標は專ら旺盛なる勤勞精神の鍛錬と、規律ある團體生活訓練に置かれてゐることを讀者はつきり判かつたことと思ふが、どこの訓練所に於ても大體この様な指導方針のもとに日々の「行」を通じての嚴格な事前訓練が行はれ、徴用戰士を逞ましく鍛へ上げるもので、最初は誰でも苦しく感じる猛訓練も慣れるに從つて樂しく感じるものである。此の嶮しい修錬行を突破してこそ、初めて大東亞戰爭に勝ち抜く勇猛果敢な産業戰士が培かはれるのであるから、應徴した諸君はあく迄この訓練の成果を職場で發揚せねばならぬと思ふ。

尙この勤勞訓練所の施設は未だ不十分で多數の應徴士を一度に全部收容することは困難なために、厚生省ではその擴充を圖り、どしどし各地に增設擴張し將來は應徴士は必らず一度は入職に先立ち國家の手で事前訓練を施し、增産職場に動員する方針で

あり、入所中の經費は勿論一切國家で負擔することになつてゐる。

前記の國家の勤勞訓練所に入所し得ない新規應徴者は、いづれも職場で事前訓練を受けることになつてゐる。厚生省の方針としては、原則として應徴後三箇月間は勤勞訓練を實施すべしといふことになつてゐるが、最近の職場は急激な生産擴充の爲次ぎと新規應徴士を受け入れ、寄宿設備、指導者その他が不足してゐるので、大體二週間位から一箇月以內を訓練期間とし、訓練の目標は前記國家の訓練所に準じて嚴格に實施し、それぞれの工場の勤勞事情や仕事の心構へ、態度の涵養に當り良き應徴工員の養成に努力し、最近では極めて見るべき成果をあげてゐる。從つて此の訓練期間中は職場の近くに住居する者でも必らず工場の寮に收容され、自宅から通勤は許されないことになつてゐる。然し訓練修了後は自宅通勤の出來る者は概ねこれを許し、他府縣から應徴し工場の通勤區域に適當な住居のない者は工場の寮舍に引續き收容されるのが一般の實情であつて、寮費は三食付で月額十二、三圓から十五圓以內である。食事は一般民と違ひ重要産業に挺身する産業戰士の活力培養といふ政府の親心から重

點的に日常食糧品の特配があり割合に御馳走が多いから食事については少しも心配は要らぬ。又一ヶ月に二回は電休日の爲公休が出るので入寮中の者も一定時間寮長の許しを得て外出も出來るし、平日でも勤勞の余暇には訪問家族との面會も許されてゐる。寮生活は當初窮屈で不自由に感じられるものではあるが、慣れるに從つて禮節と規律、友愛にみちた集團生活が次第に樂しくなり、健康的、精神的に甚だ好い結果を齎らしてゐる。一日の勤勞から解放され一風呂浴びて、くつろいだ時の心よさ、今日の作業の有樣を互ひに寮友と語り合ふ感激、さては懷しい鄕里の自慢話、將棋や圍碁を戰はす一と時はいふに云はれぬ味ひがあるといふ。職場では時折娛樂會、慰安會、修養會等が催され、名士や歸還作家、報道班員らの前線報告、時局講演、ニュース映畫や新らしい劇映畫、文化映畫、紙芝居等の鑑賞も出來、時には一流の藝能人により慰問演劇や慰問音樂會等もしばしば催され、働く者の歡喜を惠み與へられる。その他各人の趣味によりブラスバンド、合唱隊の編成、尺八、詩吟の集ひ、精神修養、體力錬成の會も作られ、案外に情操的な勤勞生活が繰り込まれ、工場勤勞の未經驗者には

想像も出來ない愉快な面が臟されてゐる。

事前訓練が終ると各自の希望と適性に應じて職場配置される、甲は旋盤、乙は仕上げ部門、丙は塗裝、熔接といつた工合にそれぞれ數十、數百種類の職種に戰鬪配置につくのであるが、何しろ未經驗者の多い應徵士のことであるから直ちに機械を動かして、工具を操つて作業することは勿論出來ない。從つて配屬された職場の指導者即ち職長とか組長とか伍長とかいふ役付工員が技能の指導に當つてくれる。全然の素人でも先輩は親切に作業のイロハから導いて呉れるから遠慮なく納得がゆくまで敎はるがよい。生半可に呑み込むと將來の作業に思ひがけぬ失敗をし、その熟達に支障を來すからこの見習期間にみつちり勉强することが肝要である。指導者の中には若い靑年工員が多いが、自分より若年者だと云つて侮ることは絕對禁物、あく迄職場の先生として尊敬しその指導を遵奉せねばならぬ。就業時間は一般に十時間勤務とし、多忙の時は二、三時間の「殘業」がある。各工場によつて相違はあるが、大體朝は七時から七時半頃就業し、夕方の五時か五時半頃終業する。この間晝休みが正午から約四十五分

位、三時頃に約十五分間の休憩時間が與へられる、工場によつては晝夜二交代制の處もある。夜七時、八時頃出勤し翌朝六時、七時頃迄も作業する。一般に應徴後數ヶ月を經てから深夜作業に從事させるのが普通で、可成疲れるが米英を叩き潰す迄頑張り通さねばならぬ。勿論夜勤の朝は歸宅若くは歸寮し晝間は休養せねばならぬから、この場合晝間でもよく睡眠をとり疲れを回復させなければならぬ。

航空機工場はじめ機械工場の作業は概ねその工作に僅か千分の何粍といふ誤差も許されぬ精密作業であるが、工程や作業内容が現在では極めて單能化されてゐるので、普通の人ならば半年か永くて七、八ヶ月間には一人前の腕になる。尚徴用に際して當局が職場に被徴用者を割當てる際、各人の經歷、年齢、體力、適性或は希望に應じて航空機とか造船、電機、機械、鐵工、化學、兵器産業にそれぞれ職場を配置する方針であるから入職してから仕事がその者に全然適しないといふが如きことは一般に有り得ないことである。應徴士は從來一般に現場作業に配置することになつてゐるが、年齢、體力、經驗等を睨み合はし今後は適性配置といふ意味で指定軍需會社の生産責任

者生産擔當者の採量により事務の仕事や勤勞指導、錬成、教育、庶務等の勤勞に從事することも考へられる。要するに現場、事務の面とを問はず生産増強の爲の廣義の總動員業務と解せられるべきものであるから各應徴士は、その精魂を傾けて應徴士たるの尊い任務を國家のために忠誠を旨として勤勞せねばならぬのである。

徴用期間は徴用令書に記載の通り普通二ヶ年間と定められてゐるが、決戰増産の完遂を期し國民勤勞の總動員をはかつてゐる今日、殆んど期間が滿了しても徴用を解除されないのが實情である。即ち既に二年を過ぎた先輩の徴用工員も相次いで徴用期間の「更新」を命ぜられ引續き生産に挺身してゐる。當局の希望としてこの際、徴用滿期になつた者は、期間更新を命ぜられる迄もなく進んで當該工場の正工員（現員徴用となつてゐる）として職場に定着、いはゆる腰を入れて御奉公するやう各方面に呼びかけてゐるが、これらの徴用滿期者の中には既に多數の者が從來の應徴工場に入社し現員徴用工員として雄々しく働いてゐる。折角産業應召し二ヶ年間に練磨した立派な技能を、ここに引續き重要産業の發展の爲に發揚することは本人の爲ばかりでなく、

國家の爲に極めて有意義な事であると信ずるのである。

尙徴用期間中でも入營、應召或は陸海軍關係の學校等に入學する場合とか、何か犯罪をおかし拘禁された者は直ちに徴用解除になるし、又結核その他回復困難な疾病に罹り、或は怪我のため不具者となり到底作業を續けてゆくことが出來なくなつた樣な場合は、これも事業主の申請により徴用解除されるのが常である。

4 賃金と差額補給

他の職域から工場に應徴した者は、年齢の如何を問はず「未經驗勞務者」として賃金統制令に基き賃金給與に關し統制を受け、三箇月後は「既經驗勞務者」として取扱はれ遂次賃金給與が增額される。それでは新規應徴者の一箇月働いた收入は合せてどの位になるか——

未經驗勞務者たる新規應徴工員の賃金は、その年齢と工場所在地域の別により公定賃金にそれぞれ若干の差があり一率に述べられぬが、例へば「一級地として統制令に指定された地域、即ち東京、大阪、兵庫、福岡等の大都市所在の工場の年齢別の標準的な賃金支給高は應徴後三箇月間男子一人一日卅錢宛支給する「初任手當」を加へて國民學校高等科卒の男子は「定額日給」で

△滿十四歳（一圓廿錢）△滿十五歳（一圓廿錢）△滿十六歳（一圓五十錢）△滿十七歳（一圓六十錢）△滿十八歳（一圓七十錢）△滿十九歳（一圓八十錢）△滿廿歳—廿一歳（二圓）△滿廿二歳—廿四歳（二圓廿錢）△滿廿五歳—廿九歳（二圓四十錢）△滿卅歳—卅四歳（二圓六十錢）△滿卅五歳以上（三圓）

右の定額日給高は厚生省で指導する標準賃金で、工場事業場によつてそれぞれ高低あり一概に云へない。尙卅五歳以上の者は年齢により賃金の差異がなく右の樣に日給三圓程度を支給されるのが一般の實情である。更に「請負制賃金」は別として一般は入職後四ケ月目、つまり「既經驗勞務者」となると一日卅錢位增額され、その後六ケ月過ぎた毎に一日十五錢位宛增給されるのが常である。

前記の定額給の他、扶養家族一人には五圓の「家族手當」一ケ月皆勤した者に日給

の約二日分「皆勤手當」及び「殘業手當」として殘業時間の加給とその二割增の賃金即ち假に一日十時間働いた定額賃金二圓とすれば、二時間殘業すると殘業手當は四十八錢支給され、合計二圓四十八錢の日給を支給されることになる。更に又深夜作業をした場合には「夜勤手當」といふ名目で定額日給の約四割增の賃金、或は公休日や大祭日に出勤した際は日給の五割增の賃金、熔接とか造船鋲打、爐前作業の如き特に骨が折れ危險度の高い作業につく者については、若干の「特殊作業手當」等も支給される。賞與は年二回給與され最初は一回四、五十圓位、時には會社の創立記念日とか、增產戰果をあげた場合には臨時賞與として金一封（五圓程度）を支給されることもあり、定額賃金の他に各種の收入がある譯である。

從つて右の計算により扶養家族三人をもつ年齡卅二、三歲の新規應徵士の就業當初の月收を調べてみると大體次のやうな額になる。月二回の公休を省き一ヶ月廿八日間就業するものとみて

△定額賃金月額……七十二圓八十錢

△家族手當……十五圓

△殘業手當（五日間）……

△皆勤手當（日給の二日分）……二圓四十錢

△合計（一ヶ月總收入）……四圓

此の他公休出勤したり深夜作業、特殊作業に參加すると大體百圓內外の月收となる勘定であるが、このうち「工場貯金」「健康保險料」「勞働者年金保險料」等月額四五圓から十圓位俸給袋から差引かれる。尙殘業のため終業が七時、八時を過ぎた場合とか、深夜作業を行ふ時などには工場から夜食を給與されるのが普通である。卅二、三歲位の未經驗勞務者（三箇月間）の內は平均して以上の如く九十圓內外の月收であるが、段々仕事に熟達し七、八ヶ月から一箇年位を過ぎるとその職種、賃金型態、作業時間にもよるが、最低百十圓位から最高百五、六十圓の月收に達し、應徵當時からみると遙かに生活が樂になるといふ。

次に新規應徵者の差額補給金支給の內容、方法等について簡單に解說してみる。

差額補給金制度は、新規應徴者が職場に入ると一般に前職當時の收入に較べ甚だしく收入が減る場合が多く、從つて應徴した爲に家族の生活困難に陷るおそれもあるので、應徴前と應徴後の收入の差を出來るだけ緩和しその生活の安定を策する一方、應徴士をして後顧の憂ひなく生產增强に挺身させようとの趣旨から設けられたものであつて、當初は應徴士を受け入れた工場、事業場が直接補給金を支拂ふことになつてゐたが、前收入の査定その他の事情で、これが支給について圓滑、適正に行はれぬ實情にあつた爲、國民徴用援護會が一手に差額補給金の支給を引受けることになつたのである。

それではこの差額補給金の支給は、實際どんな工合に行はれてゐるか、その實例をあげて種々說明してみよう。

補給金を算定する前に先づ「基準前收月額」といふのを定める。これは所謂前收の月額のことで、例へば會社や商店に勤めてゐた新規應徴者ならば、毎月の月給と家族手當、その他住居手當とか夜勤、宿直手當といつた經常的手當額は前收に加へられ

る。又賞與は一時的收入だが、これは現在の俸給生活者にとつては、生活費の一部に見込まれてゐるので特に前收に加へられてをり、住込み徒弟や商業使用人などの住居の利益や食事の給與も、矢張り前收に算入することになつてをり、これらを合せて「基準前收月額」を算定する。次に「豫定月收額」なるものを算定する。これは應徴後工場から支給された月收で、本給や、家族手當、奬勵加給等は勿論加へられるが、この他經常的給與といふ意味で住居の利益や食事給與の類も入ることになつてゐる。但し「殘業手當」や「特殊作業手當」「季節手當」「精勤手當」その他の臨時の給與はすべて算入しないことになつてをり、又賞與は前收の方では入れてゐるが、豫定月收の方では加へないことになつてゐる。それでは補給金は、前記の「基準前收月額」から「豫定月收額」を差引いた殘りを、その儘支給されるかのやうに一般に早呑み込みされるが、さうではなく實際は次のやうな仕組で支給されるのである。

この基準前收額は、徴用當時の扶養家族の有無で違ふが、先づ扶養家族がない場合は

△滿十八歲未滿——四十圓
△滿二十歲未滿——五十圓
△滿廿五歲未滿——七十圓
△滿三十歲未滿——八十圓
△滿三十歲以上——九十圓

といふ年齡別の査定標準で一率に査定されるのである。例へば應徵前の基準前收額が滿廿五歲の者で九十五圓あつても此の査定標準により「前收七十圓」と切り下げて算定され、又滿三十二歲の應徵士で假に百五十圓の前收があつたとしても同樣査定標準で一率に「前收九十圓」と看做される仕組になつてゐるからこの點誤解があつてはならぬ。尙應徵當時扶養家族のある者は、右の標準額に「扶養家族一人について十圓」宛加算されるのである。此の扶養家族といふのは、家族手當の場合と大體同じで、本人の妻のほか本人の同一戶籍にある滿六十歲以上の直系尊屬、滿十八歲未滿の直系卑屬、即ち兩親とか子供たち及び弟妹等をいふのである。從つて扶養家族が五人あれば

「五十圓」だけ更に前記の標準額に加算される譯で、例へば滿三十二歲の扶養家族五人を有する應徵士の基準前收月額は合計百四十圓になる。この百四十圓から前記の應徵後職場で貰ふ豫定月收額を差引いたものが「基本補給」といふ「補給金」になるのである。

要するにどんな前收が多かつた應徵士でも右のやうに一律の標準で査定され、補給金を支給される譯である。然しその家族に重病人であるとか、子女の敎育費が嵩むとかいふ樣な氣の毒な場合には右の査定額以上の前收も認める——といふゆとりは殘してあるから、最初に述べた「前收の範圍」の扱ひ方は、やはり物をいふことになる。

尙このほか「特別補給」といふ補給金がある。これは俗に「別居手當」といはれるもので、應徵した爲に家族と世帶を別にしなければならなくなつた者に特に支給されるもので、その額は一律に一ヶ月「十五圓」となつてゐる。

差額補給金につき今少し色々な實例をあげて解說してみよう。前收百五十圓の三十二歲の應徵士で、扶養家族五人あり、應徵後の月收九十圓とすると、例へ前收百五十

圓あつたとしても、査定標準に基き前收は一先づ「九十圓」と看做され、これに扶養家族五人分の合計五十圓を加へて百四十圓の基準前收額となる。從つてこの百四十圓から現在の月收九十圓を差引いた殘り五十圓が基本補給金で、結局現在の月收九十圓と補給金の五十圓とを加へる合計百四十圓の收入となる。應徵前の前收に較べ月十圓の赤字といふことになる。然しこの場合妻子を鄉里に殘し、工場の寮に入つて家族と別居暮しをしてゐるとすれば特別補給金として別に十五圓支給されるから差引き五圓の黑字となる勘定。だがこの仕組でゆくと前收百五十圓以上の者はやはり或る程度の赤字は覺悟せねばならない。尙前記の場合、前收が百三十圓とすると基準前收額が十圓上廻ることになるが、これは差額補給の建前から當然十圓だけ切り捨てられる。又扶養家族のない者は前記の場合、基準前收額は九十圓だけとなるから基本補給金は一文も貰へぬことになる。之等の補給金は特別の事情のない限り徵用援護會から直接應徵者の留守家庭に送金されることになつてをり、軍關係の應徵者は別に軍の手で補給される。

補給金を受ける手續は應徵して初めて工場に出頭する際、徵用令書と同封して都道府縣職業課（若くは動員課）から送つてくる「被徵用者從前收入額申告書」の用紙に所要の記入をし、應徵前に他人に使用された者は、これを應徵直前の使用主に提出して給與支給狀況の證明を受け、これを持參して工場の勞務係りに提出すれば、勞務係ではそれで以て援護會長宛の補給申請書を作つてくれるから別に大した世話はかからぬ。

尙この差額補給のいはゆる基準前收月額は現在滿三十歲以上は一率に「九十圓」となつてゐるが、最近の如く高年齡の應徵者が增加しつつある際、生活の安定に萬全を期し難いといふので、目下厚生省並に徵用援護會で新たに滿三十歲以上の年齡別の基準前收月額の設定を考究する一方、更に現行基準も諸物價の昂騰と睨み合せその適正化を圖る目論みである。

5　徵用扶助と援護の仕組

應徴により家族と世帶が別になり、所謂竈が二つになつた結果、生活がいよいよ困難となつたり、或は作業の爲重い怪我や病氣の爲徴用解除になり本人およびその家族が生活に窮したり、又その爲應徴者が死亡しその遺族が生活に難澁する様な場合、これを國家の手で保護しその後顧の憂ひを無からしめる徴用扶助規則が既に實施されてゐる。

この扶助は生活扶助・醫療扶助・助產・生業扶助・埋葬費の支給・罹災者臨時扶助の六種類があり、丁度軍事扶助と同様の意義をもつものである。生活扶助は應徴者が家族と世帶を別にするやうになつた結果、工場で受ける給與では到底生活を維持することが困難な際、國家から後逃のやうな一定限度で生活費を月々贈られるもの、また醫療費は同様な狀態にある留守家族の中に入院するやうな重病人が出た時に醫者代、入院費として一定額支給され、或は應徴者自身でも怪我や疾病で徴用解除になり、その療養、手術する時などにも支給される。また家族にお產があつた時には、お產の費用若干を、火事とか風水害等で被害を受けた際には罹災扶助も行はれ、家族に死亡者

があつた際には葬式の費用も扶助して呉れるから應徴後といへども何ら後顧の憂ひなく御奉公出來る譯だ。

生活扶助の支給限度は、軍事扶助と同様地方別に一定の基準があり、例へば東京、大阪、横濱等の六大都市では、一人世帶では一日七十錢、世帶員が殖えるにつれて逐次多くなつて五人世帶では、一日一圓九十六錢といふのが所謂生活費限度額で、大體その市町村の人口を基礎にして支給額を厚生大臣が決定してゐる。

この生活費限度額からその世帶に屬する收入を差引いた殘額が扶助の金額となるのである。例へば、右の五人世帶に家族の收入が一日五十錢、應徴者からの送金が一日五十錢づつあつたとすると、この世帶の一日の生活費限度額一圓九十六錢から五十錢と五十錢の合計一圓を差引いた九十六錢が一日當りの扶助額となる。これが生活扶助の程度のきめ方で、世帶に全然收入がない場合には、生活費限度額がその儘生活扶助額になるわけだから、生活費限度額を生活扶助の限度額ともいへるのである。然しこの例でゆくと五人世帶で一日の收入が一圓九十六錢以上ある家庭では、全く扶助を受

けることが出來なくなる譯だが、若し家族に病氣がある様な時には扶助を受けられることになつてゐる。假りにその世帶の收入が一日二圓十錢あつたとすると、生活費限度額を超過すること十四錢だが、家族の誰かが病氣になつて醫療費に一日三十錢を要したとすれば、もう十六錢不足になるから矢張り扶助を受けることが出來る。これは扶助の中の醫療を受ける必要が起つた場合の例であるが、その他の扶助も同樣である。なほ規定によると助產並に埋葬扶助の限度額は一世帶十二圓から卅圓となつてゐる。

次に徵用援護の中核的團體である財團法人「國民徵用援護會」の組織や事業內容等をここに述べて併せて徵用援護の實際を紹介する。

同會は厚生大臣を會長とし、理事長は元厚生次官兒玉政介氏とし本部は神田の舊キリスト教青年會館の三階に置かれてゐる。地方支部は各地方長官を支部長とし、仕事は主として各都道府縣の職業課若くは動員課內に置かれてゐる。その他各地に援護相談所が設置され、又留守家庭の相談相手となる應徵家庭相談委員が全國的に配置されてゐる等、徵用援護は軍人援護に準じて厚生省並びに同會の手で活潑に實施推進され應徵者の後顧の憂ひを無からしめつつある。

同會の事業中最も重點をおいてゐるのは、前述した差額補給事業であるが、次に重要なのは各種の徵用援護事務である。援護事務は、各都道府縣支部が中心となり國民勤勞動員署管內に支部出張所を、更に區町村が補助機關となつて活動してゐる。

援護の中には「一般の援護」「特殊の援護」それに「施設」と三別されてゐるが、一般の援護は、政府の行ふ徵用扶助と同樣生活援護、醫療援護、助產援護、生業援護埋葬費の支給、罹災者臨時生活援護の六種に分れてをり、援護の程度、方法は大體政府の徵用扶助に準じて行はれてゐるが、その對象となるものは徵用扶助規則の適用を受けられぬ應徵家族の關係者である。例へば嫡出でない子とか、伯父、叔母とが甥姪とか、籍の入つてゐない配過者の親とか、他家に嫁いでゐたが、應徵後家に戻つて來た妹とかといふ人々に對して生活に困窮する時には援護會の手で法外援護を行ふことになつてゐる。これらのほか、國民徵用扶助規則その他法令による扶助終了後、なほ

扶助を要する者がある。例へば應徴者が結核に罹り健康保險法により醫療給付を受け療養したが、病氣の回復がはかばかしくなく、遂に一年も過ぎてもなほ癒らぬ場合、健康保險の醫療給付は停止されて仕舞ふので、引續き援護會の手で延長醫療を行はせるが、本人はこれで引續き醫療を受けられるとしても、最早や健康保險による「傷病手當金」は受けられないことになる。さうした際には生活援護やその他一般的援護もし、本人がかうした援護を受けてゐる間は、生活の困難な際には、併せて家族も援護することになる。又業務上の傷病の爲死亡し、遺族扶助料を支給されたり、傷病のため障害扶助料を支給されたときには、從來の取扱ひではその後は國民徴用扶助規則の扶助を打切られることになつてゐるが、かうした場合、その各種扶助料で當分生活できても、その後、生活が困難になつた様な場合には、本人はその家族と共にこの一般的な援護を受けられるのである。

扶助規則による扶助及び援護會の法の扶助に準ずる援護は、その家族から住所地の地方長官に申請すればよいが、申請書は必らず地元の市區町村役場を經由して市區町

村長の調書を添付して出さねばならぬ。尙扶助や援護の許可の指令は、必らず市區町村長を通じて本人に通達されることになつてゐる。

「特殊の援護」は應急援護、急速醫療援護、延長醫療援護、靜養轉地旅費の支給、支度金の支給、業務維持の援護、遺族育英資金の給與、遺族職業補導、義肢補助器及び介護用具の給與、健康保險の一部負擔金の給與の十種に分たれてゐる。以下說明を加へておく……。

(一)應急援護——これは徴用援護會で非常に力を入れてやつてゐる援護の一つである。應徴後の補給金や扶助の支給は、實際上直ぐ家族の手に入らぬのが普通である。特に應徴者が外地の如き遠隔の地に赴任するやうな際など給料や手當の留守宅渡しを手續きしてあつても、これまた家族の手に現實にお金が渡るまでには相當の日時がかかる實情にある。その間、多數の扶養家族を抱へて生活してゐる向では、しかも配給物が現金制度の今日では、相當苦しいことも生じる。この様な場合、間髪を入れずに必要な金を給與するのが、この應急援護の狙ひである。そのため應徴當初から援護の

網を張りめぐらして置いて、たとへどんなに短期間でも應徴者の家族に經濟的に途方に暮れるやうなことのないやうにしようと、最も迅速、簡便な方法で援護金を支給する事務組織が出來てゐるのである。

先づ厚生省勤勞局長の通牒に基づいて、徴用銓衡係から援護會の都道府縣支部に要應急援護者を通知する。支部はその氏名をその者の居住地の市區町村長に通知すると共に本人にも通知して、應急援護に關し市區町村役場の徴用扶助係に打合させ、直ちに申請書を作つて提出するやうにさせる。支部では、豫め支部出張所長に所要の經費を前渡して置いて應急援護申請の許可は、支部出張所長で處理させ、許可と共に直ちに申請者に現金が渡るやう手續し、本人には後顧の憂ひなく勇躍赴任させるやうにしてある。

尚徴用令書は、必らず本人の居住地の市區町村役場を經由して本人に通達されるから、その經由の際、その者が應徴したら家族が差當り經濟的に途方に暮れるだらうと市區町村長が認めたら、市區町村長は直ちにその家庭の應急援護の手續をとることに

なつてゐる。

援護の額は留守家族の實情と睨み合せて適當額支給する。例へば生活費が足りなければ、生活費限度額から收入概算を差引いた殘額を支給する。家族に病人がをれば、その療養費の概算も加へて支給する。妻君が姙娠してゐれば、助產費も加へて支給する——といつた工合にこの援護によつて差當り應徴當初の家族の生活不安なき樣期してゐる。そしてこの場合には、一家の生活支持費の一ヶ月宛を毎月給與する。つまり補給や扶助が決定し、その支給が開始される迄の間、それだけの金額を一ヶ月分宛毎月給與する建前となつてをり、家族の重病、死亡、出產、子女の入學、非常災害その他やむを得ない事情の場合には、最大限三ヶ月分迄の一家の生產支持に要する經費を一括繰上げ給與してよいことになつてゐる。

(二)支度金の支給——これは應徴士が他市町村にある管理工場に赴任する場合に、鐵道賃や車馬賃、日當などのほかに、最低廿一圓五十錢の着後手當、即ち「赴任手當」の支給を受けられるが、同一市町村つまり地元の管理工場に赴任する場合には、

さうした着後手當は一錢も支給されぬことになるので、この様な場合には、せめて應徴支度の一部にもと一人金三圓の支度金を援護會から贈ることになつてゐる。然し應急援護金の場合も同じであるが、經濟的に恵まれてゐる應徴者といふか、例へば市町村住民税一戸平均以上の納税をしてゐる應徴士などに對してはこの支度金は支給されぬことになつてゐる。

(三)醫療援護――應徴戰士が工場に入つたあと一番心配することは、家族の病氣について如何に醫療費を支出するか、といふことではなからうか。然しこの場合、工場に入つてから半年經つと諸君も知られる通り健康保險の適用を受け、家族の診療は工場から家族診療券を貰ひ、これを保險醫に示せば半額で診療を受けられることになつてゐる。そしてこの家族診療券による療養は、健康保險法による制度であるから、生活の裕かな應徴士に對しても一樣に適用されるわけで、特に被保險者である當人はほんの僅かな一部負擔金の支出で治療を受けられる仕組で、勤務する管理工場の診療所や自宅附近の保險醫でもどちらでも都合によつて診療を受けられる。

ついでにこの「一部負擔金」の限度について一言すると、健康保險の加入者が若し傷病に罹り保險醫の診療を求める際は、先づ必らず醫局の窓々に「被保險者證」を差し出す。さうすると保險醫は、一般の患者と同樣に診療してくれるが、代金は診療後診療經費のほんの一部所謂「一部負擔金」としてその都度支拂ふことになる。例へば規定によると從來迄は、診察料は不要だが、「内服藥」「外用藥」は一月分五錢、處置は一回五錢、「注射」は一回十錢、「手術」は一回、「入院料」は一日卅錢を拂へばよいことになつてゐた。然し同制度の改正により昭和十九年五月一日から、診療の際、各被保險者は「初診料」といふ名目で六大都市の如き〝甲地〟の保險醫は「一圓」縣廳所在地並びに人口十萬以上の市のそれは〝乙地〟として「九十錢」その他の市町村は〝丙地〟として「八十錢」をそれぞれ一回支拂へばその後は何日診療を受けようとも藥代や處置代、注射代、手術代は一文も支拂はないでもよいことになつた。入院の場合でも同樣何日入院診療を受けても同樣初診料一圓乃至八十錢支拂へば、保險給付期間同一傷病ならば半年間引續き診療を受けられる。但し結核性の疾患は特に延長

給付といつて更に半年間、つまり一箇年間診療を受けられる仕組である。

話が少しそれたが再び家族診療のことについて說明を續ける。應徵士の家族が健康保險により醫療の恩惠を受ける場合は、被扶養者といつて、應徵者と同居して專ら應徵者によつて、生計を維持してゐる者でなければならない。最もその妻は同居してゐない場合でも資格があるが……それで問題は、家族診療券による療養を受けられない間と、家族診療券による療養の給付期間が終つた後の家族の療養、それから家族診療券を貰へぬ家族、つまり被扶養者として取扱はれない家族の療養、それをどう見て呉れるかなのだが、かかる場合に療養費の支出困難な向には家族診療券による半額負擔の療養費を全部國民徵用扶助規則の醫療扶助又は援護會の醫療援護によつて面倒をみることになつてゐる。

殊に正式の醫療扶助手續による扶助を待てない緊急に醫療を必要とする場合には、一ヶ月を限り市區町村長だけの詮議で援護會の援護をやつて貰ふ「醫療についての應急援護」ともいふべき簡便な方法まで設けられてをり、家族の醫療援護が普及するやう萬全の策が講じられることになつてゐる。家族診療券を受けられない場合の援護會のこの醫療援護を受ける實際の手續は、町村や小さい市では國民健康保險組合が殆んど設けられてゐるが、さうした地域に住んでゐる家族、つまり國民健康保險組合の被保險者に對して醫療援護の許可を與へた時には、援護會都道府縣支部から國民健康保險組合に通知して、その人からは保險料も一部負擔金もとらずに療養させることになる。

生活援護の許可を與へられた者は、それだけに特に醫療援護の許可を受けないでも、醫療援護の許可を受けたと同じ取扱ひを受けるのである。國民健康保險組合の方からは、毎月保險料と一部負擔金とを援護會都道府縣支部に請求してくる譯である。國民健康保險が餘り設けられてゐない、大中都市の如き所に住む應徵者家族の醫療援護手續はどうなるかといふと、この場合には、諸君も知られる軍人援護會でやつてゐる樣なあの「醫療券」を援護會の各支部から市區村長の許に送付してあるから、生活援護や醫療援護の許可を受けた家族の人は、その「徵用援護診療券」を市區町村長か

ら貰ひ地元の醫師にこれを提出すれば、一切無料で必要な療養を受けられるとになる。

（四）遺族育英資金の給與――前線に應徵し不幸戰死した應徵者又は業務上死亡した應徵者の遺族たちの援護についても軍人遺族の場合と同樣に國家並びに援護會の完璧な援護對策が出來て居り、應徵戰士の後顧の憂ひを無くしてゐるが、前述の醫療援護の種類は、全部そのまま應徵者遺族にも與へられる。

遺兒育英資金制度は應徵戰士が戰死或は職場の作業その他で不幸亡くなつた際、その扶養を受けてゐる遺兒や弟妹がその爲教育困難になつた時に一定額の教育費を援護會からその者が卒業する迄支給し、將來名譽の應徵戰士の家門を繼がせようとの趣旨により創設されたもので、軍人遺兒らに對する軍人援護會の遺兒育英資金制度とほぼ同じ目的、仕組になつてゐる。

即ち應徵戰士遺族等のうちその遺兒や弟妹を中等學校や專門學校、大學などに進學させたいと思ふが、經濟的な理由でこれが教育困難な際、地元の市區町村長を通じて

居住地の徵用援護會支部に遺兒育英資金支給方を申請すると、中等學校は年額二百五十圓內外、專門學校、高等學校、大學等は、年額六百圓を限度として、學資を卒業する迄引續き支給することになつてゐる。但し大學在學生に對する學資支給は、應徵者の死亡當時に在學中の者に限られてゐる。尙この育英資金は本人が卒業後といへど支給された學資を同會に返却しないでもよいことになつてゐる。

（五）遺族の職業補導――夫や兄、父等を應徵戰士として國家の重要な業務に捧げ、不幸遺族となつた人達に搖ぎなき自活の道を與へ、その生活安定を期する爲種々職業補導を行ふもので、補導は遺族たる妻、子、弟妹を對象に主として既設の職業補導所學校、工場、商店その他適當な既存施設に委托して行ふが、一人當りの支出限度は、大體二百圓以內となつてゐる。

（六）業務維持の援護――倒へば商賣してゐる人が突然應徵し、殘された妻だけでは、主人の樣にどうしてもうまく營業を切盛りすること困難だが、長男が來年商業學校を卒業すれば何とか商賣も續けてゆける。ここに店舖借貸だけでも一時援助して貰

へれば助かるのだが——といふやうな場合には——援護會の支部に事情を話して申請すれば業務維持といふ名目で補助されるし、又細君がこの際例へ店の留守を守つてゐるとしても商品の買出しや運搬に若干の手もゐるだらうから、この際は別に小僧さんの給金も補助することになつてをり、大體この種の業務上に關係した資金の援助を行ふことを建前とする特殊の援護制度で、假に店主が應徴しても事情の許す限りかうした方法で溫かい援護の手が種々盡されるのである。

(六)義肢補助器介護用具の支給——應徴士が假に職場で作業中過つて機械に手足をはさまれ遂に切斷の止むなきに至つた場合、援護會で本人に適當した義手、義足を贈り或は、その介護用具を調製して贈ることになつてゐる。

以上の様な援護を受ける場合の手續は素人にはなかなか判り難い點も多からう。その様な時には各都道府縣職業課（若くは動員課）内の支部或は各地の國民勤勞動員署内にある同會出張所に併設する「徴用援護相談所」の係員に相談して必要な手續きをやつて貰へばよい。

、同會の援護事業はこれ等の外に應徴士の留守宅の家計や子弟の教育その他を指導援護するために全國的に應徴家庭相談事業をやつてゐるが、これは各市町村の有識者（男女）のうちから適當な人を選び「相談委員」として委囑、相談委員は各支部、出張所と連絡をとり應徴家族を訪問し留守中の家計とか育兒、保健、教育その他についても良き相談相手となり、これを指導、或は遺族懇談會、家族懇談會等を巡廻的に開いてその更生、生活指導に種々世話をやくことになつてゐる。

更に又援護事業のうちには、應徴者のうち結核の爲徴用解除となつた者の療養の完璧を期する目的で將來は特設の結核療養所建設の計畫を樹ててゐるが、取敢へず日本醫療團經營の療養所に委託して療養を行はせる方針で、又傷痍のため徴用解除になつた應徴士の再起奉公を期し溫泉療養所の建設も目論まれてをり、今後時日の經過と共にこの他各種援護施設は益々强化擴充されてゆくものと期待されてゐる。

尙同會は以上の如き物的援護と歩調を揃へ種々精神的援護の普及徹底に力を入れてゐる。例へば毎年「徴用援護强調運動」を展開し、銃後國民の徴用援護精神の昂揚を

圍る一方應徵戰士らに對して愈々白紙應召の產業報國精神の發揚を呼びかける等活潑な實踐運動を繰り展げてゐる。

最後に徵用援護について強調したいことは、應徵は軍人の應召と同じに國家はみてをり、從つて銃後國民は、從來の職域から勇んで決戰增產その他總動員業務に挺身した應徵士らの士氣昂揚とその勞苦を犒らふため軍人援護と同じ精神を以て日々の生活の中に徵用援護を實踐せねばならぬ。即ち隣組から應徵士を送り出す際は、隣組一同は心からその壯途を祝ひ勵ます意味で兵隊さんの壯行と同樣に盛んな壯行會を開いて頂きたい。そしてその留守家族に對しては眞心を以て種々援護指導し戰ふ應徵士の後顧の憂ひ無からしめるやう努力して頂きたいと思ふ。又時には隣組一同で隣組の模樣や留守家庭の實況或はその他のことを慰問文にして任地に屆けるのも援護の一つでもある……。

四　徵用百問答

この「徵用百問答」は徵用の運用上、「こんな場合はどうだらう？」といふ疑問を重點的にとらへ、厚生省勤勞局の係官及び國民徵用援護會の職員と、一問一答した集錄である。

1　醫療・扶助・援護などについて

問　應徵者が職場で機械に手をはさまれて大怪我をしたり、或は過勞などが祟つて重い病氣に罹つた際はどこで面倒をみてくれますか。

答　管理工場には健康保險法が、又軍の作業廳には軍の共濟組合制度があり色々と細かく傷病の面倒をみてくれます。この制度にはそれぞれ療養の給付期間の定めがあつて一般の病氣は六箇月間、結核性の疾患は一ケ年經過すると、業務上の傷病の場合のほかは、療養の給付も傷病手當金の支給も受けられなくなるので、療養費の支出が

困難な應徴者には、その給付期間を經過してからでも、徴用援護會で、そのあとを引續いてみることになつてゐます。

問　援護會の醫療援護は引續き期限なしにやつて呉れるのでせうか。

答　徴用勤勞中は、引續いて期間の制限なく、療養を受けられることになつてゐます。又徴用解除後は、徴用勤勞中から引續いての病氣は、健康保險の療養給付期間經過後六ケ月間は援護會の方で療養費を持ちますし、特に結核性の疾病だけは、引續き期間の制限なく援護會が療養費を持つことになつてゐます。しかしこれは勿論應徴者が療養費の支出に困難する場合に限られてゐます。但し業務上の傷病の場合は別で、生活困難の如何に拘らず健康保險の療養給付期間經過後も、工場法によつて事業主が面倒をみることになつてゐます。

問　延長醫療の手續をついでに敎へて下さい。

答　それは至極簡單なことです。應徴者はいづれも健康保險の被保險者ですから、事業主から延長醫療の取計らひをしてやつて呉れと、本人の居住地の都道府縣援護會

支部に内申しますと、支部では健康保險の被保險者に連絡しますから、病氣の應徴者は引續き健康保險の療養を受けられます。あとでその間の療養費を保險者からそつくり支部に請求してきますから、支部ではそれを保險者に支拂ふのです。

問　自宅から管理工場や作業廳に通勤してゐる場合でも生計の困難な場合には國民徴用扶助規則により扶助を受けられますか。

答　特別な場合、例へば家族に重病人があるときとか、家族の員數が殖えたときとか、非常災害に遭つたときとか、交通費が嵩んで、非常に生活を壓迫するときとか、さういつたやうな特殊な場合には、扶助出來ることになつてゐます。

問　援護會の徴用援護の對象はいつたい總括的にいふと、どういふことになりますか。

答　第一に應徴者の家族、これは軍人援護でいふと軍人家族にあたる譯です。第二に業務上傷病解除者とその家族です。これは軍人援護でいへば、大體傷痍軍人とその家族にあたる譯です。第三に業務上傷病死亡者遺族で、これは軍人援護でいへば、軍

人遺族にあたる譯です。第四に應徴者本人です。徴用援護を受くべきものは、原則としては以上でありますが、延長醫療その他の場合もありますから、例外として一般徴用解除者と、その家族や遺族にも援護の手が及ぶことも少くありません。

問 現員應徴者にも扶助や援護は同様に與へられるでせうか。

答 いいえ、それはかういふわけです。現員徴用の人達は、徴用によつて境遇の變化はないので、法の扶助や法の扶助に準する法外援護、延長醫療やその他の大多數の援護は、特別の事情の場合のほかは援護を受けることを遠慮して貰ひ、何かと苦勞の多い新規應徴者に對する援護の資金が不足することのないやうにします。

問 ついでに扶助と援護についてもう少し突つ込んで伺ひたいですが、例へば一世帶の中に法の扶助を受くべき妻と子と三人あり更に援護を受くべき者が叔母と甥とで二人あるといつた様な場合には、どんな手續が要りますか。

答 この場合には、扶助申請書と、援護申請書とを併せて提出しなければなりません。例へば五人世帶の生活費限度額一圓九十六錢から三人世帶の生活費限度額一圓四

十七錢を差引いて、つまり扶助を受くべき者でないものが、世帶に加はつてゐるために、二人分だけを生活費が餘分に嵩ばつてゐる金額を見出して、その金額、即ち殘つた金額四十九錢が國民徴用援護會からの援護額になります。又世帶に屬する收入が一圓あつたとすると、一圓四十七錢から一圓を差引いた殘額四十七錢が國民徴用扶助規則による扶助額になります。

問 度々應徴者から聞くことですが、應徴後一番問題になることは、借金の處置と稅金の支拂のやうです。それから債券を割當てられると隣組に對する義理でどうしても引受けねばならぬやうな狀態ですが、これらの點はどうにかならぬものでせうか。

答 借金の方は、方面委員や徴用援護相談所の委員に賴んで、徴用工場での收入が殖えて元の様にやつてゆけるまでは、その全部又は一部を猶豫して貰ふことが出來ます。

稅金の方は、所得稅法の第七十五條に「納稅義務者、災害失業其ノ他ノ事由ニヨリ著シク資力ヲ喪失シ納稅困難ト認ムルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅ヲ輕

減シ又ハ免除スルコトヲ得」と規定してあり、それが營業稅法でも準用されてゐますから、稅務相談所又は稅務署で相談したらよいでせう。

又債券の割當の方は、新規應徵者がどうにかなるまでの間は實情に應じて全然割當ないか、無理のない程度にしか割當てないで、そのために消化出來なくなつた分は、隣組や町內會、部落會等で皆が少しづつ餘分に持つてやるといつたやうにしたいものです。隣組の應徵援護の具體的實踐といふべきものは、こんな時にも發揮して頂きたいと思ひますね。

問 夫が横濱で應徵したのですが、その後、妻子は鄉里の秋田縣に歸つてゐるといつた様な場合には、どちらで扶助や援護を受けますか。

答 扶助や援護はすべて扶助、援護を受けやうとする者の居住地といふことになつてゐますから、今の場合は鄉里の秋田縣の方で扶助や援護を受けることになります。

問 應徵者が家庭に補給金を受けてをり乍ら同時に扶助や援護を受けられますか、それとも補給と重複して扶助や援護は受けられないでせうか。

答 補給と扶助と援護の三つが一つの世帶に同時に與へられることもあります。補給規程の基準額によつて算定される基準前收額は、一應は應徵家庭の生活の保證にはなりますが、時には事故があつて生活が困難になつた時には、扶助や援護が必要になることが尠くありません。例へば（イ）本人が病氣で勤務を休み、家庭への送金が出來ない時とか、出來ても額が著しく少くなつた場合、（ロ）工場での生活で事實上眞にやむを得ない失費が嵩み、家庭への送金が出來ない場合とか、出來ても額が著しく低い時（ハ）家族が病氣をして療養費が嵩む時などが主な場合です。そこで（イ）の場合には傷病手當金を貰ひますが、それは賃金の六割だけの額ですし、又本人の病氣を癒すためにも健康保險で療養を受けられますが、一部負擔金だけは本人の負擔ですから、なかなか容易でなく、どうしても送金可能額に響いて參ります。（ハ）の場合には、妻子だけは世帶を別にしてゐても、健康保險の家族療養費の支給を受けられますが、これ又半額は自己負擔で、その他の家族に至つては、世帶を別にしてゐれば、家族の療養費も受けられないので、なかなか容易ではありません。

なほ補給は、應徴者が應徴した時の狀態で、扶養家族の數や前收によつて補給額を定め、その後これを絶對に變更しないことになつてゐる關係上、應徴當時は、本人が一家經理の責任者ではなかつたのに、その後、一家の主働者が死亡したために應徴者本人が一家經理の責任をもたなければならなくなつたやうな場合には、その一家は大變生活困難になりますが、さうした場合などには、既に或る程度の補給を受けてゐても、その上に扶助や援護が必要になつてくる譯です。

問 應徴中に妻が出産しましたが、健康保險法は適用されますか。

答 六ヶ月以上、引續き被保險者である應徴士によつて扶養されてゐる妻であれば「配遇者分娩費」を支給されます。その額は一回廿圓です。

問 現員徴用になつて間もなく結核で國に歸り、健康保險により療養してゐるのですが、後三箇月間で療養給付の期間が滿了になるのですが、現在の私の經濟狀態では、到底自費で療養することは困難なのですが、何かよい道はないでせうか。

答 それはお氣の毒ですね。そのやうな困つた實情にある人は、例へ現員徴用中でも或は又現員徴用解除になつた時でも、援護會の手で延長醫療や生活援護を受けられますから、健康保險の醫療給付が滿期になる前にその工場内の徴用援護實務責任者または補助擔當者に連絡し、援護會支部へ申請の手續きをして貰つて下さい。

問 應徴後結核に罹り、治療の爲二度郷里にかへりやつと治つて働いてゐます。援護會の靜養轉地旅費は一回分に限りますか。

答 實際に必要な時には、必らずしも一回に限りません。然し支給を受ける爲には、轉地前に豫め旅費支給申請書を事業主を通じて出して前渡しを受けて下さい。

問 結核で療養給付を受けてゐる場合、六ヶ月以後又は徴用解除後は、療養の給付だけ受けられ、傷病手當金の恩典には浴せられないでせうか。

答 療養給付を受け初めてから、一箇年間は、療養の給付と同時に傷病手當金を受けることが出來ます。

問 應徴士の家族が病氣に罹つた時には、健康保險の手で半額で診療を受けられるとのことですが、家族診療券を受けるのには、どうした手續をすればよろしいです

か。

答　家族の診療を受ける場合には、事業主から家族診療券の交付を受け、これを保險醫に提出して診療を受けることになつてをり、この場合、費用の半額を負擔すればよいことになつてをります。

問　應徵士ですが、親兄弟や子供が危篤や死亡の時には一時工場を休み歸郷させて貰へるでせうか。

答　ええ、それは出來ます。應徵者の家族が危篤になり或は死亡したやうな場合には、工場の許可を得て歸郷することも出來ますし、さうした場合には、規則によつて定められた往復旅費を、出發前に工場側から支給されることになつてをります。

問　寄宿舍住ひの應徵士が、危篤になり工場側の通知で鄉里から家族が急ぎ工場寄宿舍に馳けつけた場合には、往復の旅費は誰が負擔するのでせうか。

答　そのやうな場合には、所定の往復旅費と到着の日から三日以內の宿泊費を工場側から支給する事になつてゐます。尤もこの場合は出かけて來た家族全部といふ譯で

なく、その一人だけの分を支給するやう定められてをります。

問　「進んで應徵」といふ徵用標語がありますが、自から商賣をやめ徵用を待たずに重要産業に轉進した者には徵用援護は適用されませんでせうか。

答　現在のところ徵用援護を受けられません。然し戰力增强企業整備によつて轉職する人に對しては、職を離れたあとと新たに就職しても收入が少い間とを合せて九ケ月間、生活援護の制度が設けられてをります。

又男子就業禁止によつて轉職する者に對しても、これに準じた取扱がありますが、詳しいことは、大日本産業報國會の都道府縣支部でお尋ね下さい。尙念の爲申しますが、自由的な轉職者であつても、軍需工場に入つてから現員徵用を受けた場合やその軍需工場が軍需會社徵用規則によつて指定され、その人も軍需應徵者になつた場合、假に不幸にして死亡した時、弔慰金や傷病、災害などの際の見舞金などは、現員應徵者にも慰籍の手が伸べられることになつてゐます。

問　補給と扶助と援護の三つが、一つの應徵家庭に與へられる順序はどうなります

か。

答　本來から申せば、賃金と補給とでもつて生活維持させることを建前としてゐるのですが、それで生活の維持が出來なければ、扶助や援護で以てこれを補ふことになりますから補給、扶助、援護の順になる譯ですが、具體的に時間的な順序からいふと援護、補給、扶助の順序で行はれることになりませう。

即ち補給が決定し、扶助が決定になる迄には事實上相當の期間を要しますから、その間に經濟的に途方に暮れるおそれのある人には、應急援護の方法で取敢へず援護します。さうしてゐるうちに補給金も定まり、補給で足りないところは、扶助の手續をしますから、扶助も追かけて決定になります。つまり援護、補給、扶助の順序で與へられることになります。

問　「補給」といふ制度一本あれば他に扶助や援護の制度は必要ない樣に考へられますが。

答　その樣な考へ方は、扶助や援護には留守宅の援護以外に多くの仕事のあることを知らない人の考へ方です。補給は通常の狀態での生活保障だけですが、扶助や援護は、補給よりも遙かに廣い分野をもつてをり、業務上の傷病のため徵用解除になつた本人と、その家族の生活上の各種の世話もするし、また私傷病の場合でも、健康保險などの療養期間滿了後の延長給付もしますし、遺族の生活上の各種の世話や育英事業や職業補導まで行ふのです。殊に家族の病氣のときの處置として、轉地靜養のための旅行費用や義肢、補助器、介護用具の支給までするのですから、補給だけでこんなことを充たさうとしても、到底出來るものでありません。更にそればかりでなく、留守宅の生活保障といふことだけから考へても、應徵前の收入が極く少かつた人は、應徵前、竈が一つだつた間はそれで暮せても、應徵して家族と世帶を別にすることになると、補給も特別補給しか受けられないので竈が二つになつた爲の出費が何かと多く、工場の方でも食事や健康保險の保險料や貯金にも差引かれることでもあり、應徵當初暫らくの間は、殊に病氣の時などには生活に困ることが多いので、さうした場合などには、補給に關係なく扶助や援護を受けることも決して少くないわけです。

問 新規應徵者が差額補給金を受ける期間は大體どの位の年月でせうか。

答 基本補給は、その人の勤情や能力、徵用實施工場の取扱方によつても違ひますが、大體九ヶ月から一年三ヶ月位經てば、賃金が增加して補給金は要らなくなるでせう。然し特別補給は、家族と別居してゐる間は、引續き支給されることになつてゐます。

問 補給金は病氣で休んだ日などは差引かれますか。

答 公傷病による缺勤日は勿論、就業日數の中に入りますし、又私傷病による缺勤日も、健康保險法によつて傷病手當を受けられる間の日數は、就業日數に算入されることになつてゐるから、日割で差引かれたりするやうなことはなく、補給金を貰へます。

只私傷病の際、傷病手當金を貰へるのは、療養の給付を受け始めてから四日目から

ですから、當初の三日間は日割で差引かれることになります。ついでに申しますが、その工場の就業規則で定めてある公休日や慰勞休暇日も、やはり就業日數として計算されますからその日の分の補給金も貰へます。かうした一日分の補給金計算は、基準賃收月額から豫定月收額を差引いて得た金額を二十五で割つて一日分を出してゐるのですが、大概の月は、應徵者の就業日數は廿八、九日になり、その就業日數を右の基本補給日額に乘じ、その月の補給金額を出してゐるのですから、相當よい率で支給して貰へる制度である譯です。

問 特別補給は、家族と世帶を別にするに至つたときに支給するといふことですが、その家族といふのは、應徵者と同一戶籍內にあることが必要なのですか。

答 それは必要なことです。但し屆出をしなくても事實上、婚姻關係と同樣の事情にある方は、扶養家族として扱ひます。然し特別の事情があつて必要と認められた場合には、同一戶籍內にゐないものでも、扶養家族として扱ふこともあります。

問 工場の寮を出て下宿するやうになると特別補給はどうなるのでせうか。

答　家族と世帶を別にしてゐる以上はあく迄特別補給は支給されます。今迄故郷に殘して置いた家族を呼び寄せ工場の近くに一軒家を借り受け世帶を共にするやうになれば、特別補給を打ち切られます。要するに特別補給は別居手當ともいふべきものです。

問　滿三十二歳の男子で、扶養家族が四人をり、應徵して管理工場に入つた當初は、一ヶ月大體どの位の賃金を得られますか。

答　工場により多少の差がありますが、だいたい八十圓から九十圓位の賃金を受けられませう。

卅歳以上四十歳未滿の人の賃金統制令で定められた最高初給賃金は三圓五十錢ですが、これは經驗、未經驗の別なく三圓五十錢で、未經驗で應徵する場合は、これより餘程低く決められるのが普通です。いま二十九歳の人の未經驗の場合の最高初給賃金をみますと、第一級地域、即ち六大産業殷賑府縣でも二圓十三錢ですが、これまた現狀では、この限度までは出してゐないので、よほど低く（もつと年齡階級の低い工員

には、最高初給賃金の限度まで出してゐるのが通例です）決められてゐるのが一般實情です。

三十二、三歳の應徵士だとしますと本給を一日一圓八十錢貰ふとすると、一ヶ月の就業日數を平均廿八日として、合計五十圓四十錢になり、それに家族手當一人當り五圓、四人分の合計廿圓と、初任手當一日三十錢の一ヶ月平均廿八日で八圓四十錢を加へて一ヶ月分の手取金は合せて七十八圓八十錢の勘定になります。

此のほか時間歩增、夜業手當、交代手當、特殊作業手當、精勤手當などの諸手當を加へますと大體月收八、九十圓位の賃金になるのが普通です。被徵用者の年齡が段々高くなつて來た今日その生活を保障する意味で當局は、いま少し最高初給賃金の限度に近く賃金を出させる樣に、同時に徵用實施工場ならば、どの工場でも新規應徵者に對しては、その初給に同一の賃金を出させるやう種々指導してゐる次第です。尚念の爲つけ加へますと、いまの說明は賃金だけで、これに補給金を加へますと、通勤としても百三十圓限度の收入は保障されます。つまり前述の賃金のほかに毎月四、五十圓

の補給金が徴用援護會から貰へることになつてゐます。

問　僕は滿十九歳の職人で、大體月收百五十圓位稼いでをり、これで弟妹三人と老母を養つてゐるのですが、應徴當初の收入はどれ位になりますか。

又僕達一家は、現在の收入で家族五人がやつと生活してゆけるだけで、全く餘裕ありませんので、應徴後は當分喰ひ込みを覺悟はしてをりますが、果して何年位稼いだら黒字になるでせうか。

答　さうですね。貸金と補給と手當類を合せて月に百圓近くの實收入になりませう。前收の百五十圓程度に達するには、君の努力や腕にもよることですが、又工場によつて違ひますが、早ければ一年半から二年、平均三、四年もかかれば大丈夫でせう。

つまり、滿十九歳の最高初給貸金は一圓五十六錢、就業日數を平均廿八日とし、大概の管理工場で年齢の低い工員に對しては、最高初給貸金の限度まで支給しますからその月額が四十三圓六十八錢、それに家族手當が一人五圓の四人で計二十圓、それに

初任手當一日三十錢の平均二十八日分で八圓四十錢、それだけで合計月收七十二圓八錢になります。

そのほかに特に本人が努力した場合に支給される手當類等を加へますと、大體七十五圓位の收入になります。然しこれに更に補給を計算の中に入れて考へますと、滿廿歳未滿基準額の五十圓に扶養家族補給四十圓（一人には十圓）を加へて合計九十圓までの基準前收は保障されることになり、時間歩增、夜業手當、交代手當、精勤手當、特殊作業手當その他を加へますと、それ以上の收入になり、結局百圓近くの實收入になる計算です。尚この計算は、特別補給を除いての計算ですが、もしも應徴した爲家族と世帶を異にしたやうな場合には、このほかに一ヶ月十五圓だけ收入が殖えますが、恐らくそれ以上支出も殖えることと思はれますから、この方からは實際收入が殖えることはないでせう。

問　特別補給は家族と世帶を別にしてゐる限り應徴者の賃金が幾ら增しても永久に支給されるものですか。それともある時期に支給を停止されるでせうか。

答　否、特別補給は、家族と世帶を別にしてゐる限り無限に支給されるもので、貸金の増減には關係ありません。要するに一世帶が竈を別々にして生活すると何かと出費が多い筈です。これを補ふといふ趣旨から生れた制度です。

問　補給金は、新規應徵者なら資力の大小なく一律に補給するのですか。

答　補給は基本補給にせよ、特別補給にせよ、新規應徵者の家庭が裕福だとか、貧困だとかといふことには、全く關係なしに支給することになつてゐます。

問　應徵者が故郷に家族を殘して働きに出てゐる場合、補給金の支給は本人かそれとも故郷の家族かどちらに渡されるのでせうか。

答　その様な場合、原則として家族に支給されることになつてゐます。

問　援護會で支給される補給金は、援護會創立以前に遡つて適用されますか。例へば昭和十七年に應徵した自分の場合には、應徵した當初に遡つて補給金を貰へますか。

答　國民徵用援護會で補給することになつたのは、昭和十八年四月一日以後の分からですが、君が應徵した當時から補給の制度はあつて、補給金は工場の事業主から支給されることになつてゐたのですから、一應工場の勞務係に相談してみなさい。

問　應徵者に對しては、工場に入る前、役所の手で事前訓練を行ひ更に工場に入つてからも工場の手で三ヶ月間位教養訓練を實施してゐるやうですが、その訓練、錬成期間中の補給金は貰へますか。又通勤可能な應徵者であつても、この期間中は寮に入れられるやうですが、それならその期間中は特別補給金も支給されることになるでせうか。

答　徵用事前訓練期間中も教養訓練期間中も同樣に補給金は支給されます。事前訓練期間中の補給金額算定の方法は、事前訓練期間を含んだ三ヶ月間の豫定月收額を事前訓練期間終了後の給與を基礎として算定し、これに基づいて基本補給金を決定します。

又事前訓練や入所直後の教養訓練期間中の寄宿舍に收容されてゐる間も、すべて特別補給金が支給されることになつてゐます。

問　應徵に際し前收月額を申告する規定になつてをりますが、俸給生活者が應徵した時ならば、申告書の證明はその雇傭主が行ひ簡單に濟みますが、自分で商賣を營んでゐた者は、この場合、誰の證明が必要なのですか。

答　自營の應徵者は別に誰の證明も要りません。正直にありの儘を書いて出せば、それでよいのです。

問　徵用された農商業者等の基準前收月額は、如何なる方法で定めるのですか。

答　商業者の場合ならば應徵直前六ヶ月間（農業などの様に一ヶ年をみなければ、平均收入の判らないものは、一ヶ年間）の收入から、これに要した經費を差引き、それを前收とする譯ですが、その金額が基準前收月額よりも高い時には、その額まで切り下げられます。

問　僕の友人が最近應徵したのですが、この友人が應徵前勤めてゐた會社では、應徵後工場から支給された給與と在社當時の給與の差額を毎月補給してゐるさうです。この場合會社から出る應徵手當は、援護會の差額補給金を計算する際の豫定月收額の

中に繰り入れられるのでせうか。

答　前雇傭主が支給する應徵手當は、豫定月收額の中に入れて補給金を計算するやうなことは致しません。この應徵手當は前雇傭主が徵用援護精神の一端として好意で支給してくれるのでせうから、その好意を無駄にして被徵用者が應徵手當を貰ふために補給金額を削られるやうなことがあつては氣の毒です。

應徵者に對する補給は、年齡や扶養家族の數によつて一定限度内で支給されるものですから、場合によつては前收に對し一杯々々の差額補給は出來ません。この様な時、前雇傭主が應徵手當金を出して、自分のところから國家のため産業應召した應徵者の生活を親心をもつて援護することは本當に結構な事と思ひます。前雇傭主の財政の許す限りかうした應徵手當の類を出してやることは徵用援護の見地からみて誠に望ましいことです。

問　應徵した徵用實施工場に働く場合と一般の町工場や平和産業關係の工場に入つて働く場合とどちらが賃金その他で優遇されるでせうね。

答　それは勿論、徴用實施工場に應徴士として働く方が全面的に優遇されます。工場に入つてから三ヶ月間は、一般の工場では、賃金統制令によつて最高初給賃金以下に据置かれますし、徴用實施工場でもその規正に準じた額で据置かれはします。またこの三ヶ月の期間内でも家族手當、初任手當や殘業歩增、その他とくに本人が骨折つた場合に支給される手當額が、最高初給賃金の規正外に取扱はれることは双方共通です。

然し、家族手當や初任手當は、一般の工場では出さないところも大分あるやうですが、徴用實施工場では必らず出すやうに督勵されてをり、又最初の三ヶ月が過ぎますと、徴用實施工場には賃金統制令の總額制限が適用されないのは勿論、政府では軍需生産力、殊に航空戰力の躍進的擴充のためには、賃金政策もこれに活用してゆく態勢でをりますから、賃金統制令適用工場ほどには、昇給内規の定め方や運用の仕方について制限してをりません。

また家族手當、應召手當、臨時休業手當等の支給、宿舍費の特別低額徴收も徴用實

施工場では、全面的に指導されてをり、かうした勤勞管理の指導監督のためには、特に勞務監理官徴用實施工場に配置され、管理や給與や補給など、全般に亘つて配慮してゐますから、徴用工員は、何と云つても惠まれてゐるといつても過言ではありますまい。

問　新規應徴者の給料や昇給率は、工場の人になり切つてゐる從來からゐる工員や、應徴によらないで入つてくる工員などと較べて差別はありませんか。

答　とんでもないことです。徴用實施工場には、賃金規則と昇給内規とがあつて、工員の待遇は決まつてをり、應徴工員に對して差別待遇することは、絶對に出來ないことになつてをります。それから貴方のお言葉ですと、新規應徴者は、その工場の人になり切つてゐない樣なお話ですが、應徴者は國民徴用の本義に鑑み、すべて忠誠を旨として、その工場での總動員業務に精勵しなければならぬはずです。

應徴士服務紀律では、應徴士十訓の第一に「應徴士ハ職紀ヲ尚ビ責任ヲ重ンジ全能ヲ奮ヒ誠心職務ニ勉勵スベキコト」を明記し、決して一時腰かけの心持で勤務しない

やう調へてゐますし、又工場側では應徴士をさうした存在として扱ふことは、絶對に許されないことなのです。

問 僕は病氣のため勤め先を辭め一年ばかり療養してゐましたが、今度應徴しました。そこで前收月額を屆けるのですが、これは何を基準に書いて出したらよいでせうか。

答 應徴入職に際しての「被徴用者前收額申告書」には應徴直前の六ヶ月間の月收額を記入することになつてゐます。月俸のほかに家族手當、住宅手當、食事手當、宿直手當、或は賞與等も支給された額を記入すること、尚なるべく前收額申告書には前雇傭主の證明をとつて提出して下さい。

問 初任手當といふのはどういふものですか。

答 初任手當は、工場、鑛山などの最高初給賃金を補ふために設けられた制度で、臨時手當、通勤手當、下宿手當、住宅手當など、いろいろな目的の手當を合せ、就業一日につき男子職工三十錢、男子鑛夫五十錢、女子職工二十錢、男子鑛夫三十錢以內

で支給する手當です。徴用實施工場では、新規徴用工員の初給增加をはかるため、この手當を一日三十錢宛支給するやう厚生省から指令されてゐますので、現在どの管理工場でも概ね初任手當を支給してゐます。

問 家族手當の支給は、一般會社、商店などと同樣、工場の任意によるものですか、それとも徴用實施工場だけは必らず支給することになつてゐるのですか。

答 徴用實施工場の場合には、必らず家族手當を支給することになつてをります。即ち同一戶籍內にある扶養家族一人について一箇月五圓、例へば妻子および兩親とを合せて扶養してゐる家族五名とすれば一箇月二十五圓は家族手當として支給される譯です。

問 普通の工場では、家族手當は扶養家族一人について五圓ですが、徴用實施工場のそれは、一人十圓だといふ話を一寸聞きましたが事實でせうか。

答 徴用工場でもその他の工場でも家族手當の支給額は扶養家族一人について五圓と規則により一定されてゐます。貴方の聞いた一人十圓といふのは、補給金を決める

ときの基準前收月額の査定の場合、扶養家族のある人には、一人につき十圓の割合で査定してゐるのを誤まつて家族手當と混同してゐるのです。これはよく家族手當と間違はれて考へられますからね。無理もありません。

問　家族手當の支給を受けられる者は、戸主その他扶養の責任ある者に限りますか。入籍してゐない養母とか又は弟妹をもつ次男、三男の場合はどういふ風に扱はれますか。

答　戸主が不具、病氣等で收入がなく、事實上、次男、三男である應徴者が、戸主である父とか、兄に代つて家族一同の生活を擔つてゐるやうなときには、この次男、三男である應徴者でも家族手當を受けられます。その際、弟妹の分の家族手當は受けられますが、入籍してゐない養母は受けられません。

問　扶養家族に對する家族手當や家族補給は、例へば子女を都會地に勉强に出してゐるやうな場合、別居してゐる家族の分に對しても支給されるのでせうか。

答　支給されます。

問　病氣で休んでゐても家族手當は月々必らず支給されるのですか。

答　支給されます。但し一ヶ月のうち一日も就業しないときには、支給しなくても構はないことになつてゐます。

問　父が結核のため永らく病床にあつた關係で、基本補給の前收査定額よりも、よけいに前收をみて戴いてをりましたが、今度その父が死亡致しましたので、前收は直ぐ査定額に戻されますか。それとも葬儀その他のこともあり、今暫らく從前通りの査定のままで補給して貰へますか。

答　貴方の家庭の生活がほんとに困難なら、或る程度ご希望通りにならうと思ひますが、具體的な問題については、貴方の工場を擔當する勞務監理官が決定して下さることになつてゐますからよく相談したらよいと思ひます。

問　私は息子と娘を二人、中等學校にあげてをりますが今度應徴した爲收入が減り二人の子供の教育費の支出が困難になり、中途退學させなければならぬかと思案してをります。このやうな場合には、基本補給の前收査定額以上に前收を認めてくれると

のことですが、それはどの程度餘分に認めるのですか。

答　右の査定額以上に、これだけ餘分に認めれば、普通の學資は辨じ得て子女の教育を中止しないでもやつてゆけるといふ、實際に必要な限度まで認めることになつてゐります。

問　滿三十五歳以上の新規應徴者は、入所當初から全部九十圓以上の豫定月收になる工場があると聞いてをりますが、さうした所では、滿卅五歳以上の新規應徴者には全然基本補給を受けられないことになるのですか。

又滿卅歳でも滿卅九歳でも、一樣に基準前收額を九十圓に査定するのは不合理だと思ひますが。

答　その人に扶養家族が一人も無ければ、その人は全然基本補給は受けられません。然し扶養家族があれば違つてきます。つまり、九十圓の基準額に扶養家族一人につき十圓を加へた所謂基準前收額に達するまでは、賃金と補給とで貰へます。いま假りにその人の扶養家族が五人とすれば、基準前收月額が百四十圓になります。若しも

その人の豫定月收額が、百五圓だつたとしますと、九十圓の基準額よりも超過しますので、それだけから考へますと、一見、基本補給は受けられぬやうに考へられますが、前述の百四十圓から見ればまだまだ三十五圓も不足しますから、基本補給は受けられる譯です。つまり、もしもその人の前收が百四十圓以上あつたならば、百四十圓から百五圓を差引いた三十五圓が大體の補給の額で、若しもその人の前收が百三十圓とすれば、百卅圓から百五圓を差引いた二十五圓がその人の受ける補給のだいたいの額になります。なほ貴方は滿卅歳の人も滿卅九歳の人も一樣に基準前收を九十圓で査定するのは不合理だとの御意見だといはれますが、ご尤もなことで、これについては日下厚生省、國民徴用援護會等で對策を考究中で近く合理的に解決されるものと期待されます。

3　徴用・徴用解除・移動・その他の質疑

問　徴用先は管理工場にのみ限られてゐるのですか。それから應徴者の處置につい

て――。

答　民間の管理工場だけとは必らずしも限りません。應徴者の住居、家庭の狀況、技能、體力その他の條件、或は本人の希望等を考慮して、民間の管理工場へ行つて貰ふ場合もあれば、或は陸海軍の作業廳へ、或は又大陸方面とか南方方面とかの軍の要員として出張勤務を願ふこともあります。

應徴者の處遇についてはこれ迄軍方面に配置された人は、軍屬といふ榮譽ある國家的な身分を與へられてをります。又民間の徴用實施工場に配屬された方は「應徴士」といふ國家的な名譽ある身分を與へ、國家の爲忠誠を旨とし總動員業務に精勵すべき崇高な義務を命じてをります。應徴士には壯麗な「應徴士徽章」を左胸部に佩用させることになつてをり、且信賞必罰を明らかにするため應徴士および應徴軍屬に對する表彰規程および應徴士服務紀律を定めこれに基く徴戒要領も設けられてをる次第ですから名譽ある產業應召者として國民徴用の本義に徹し總動員業務に精勵致さねばなりません。

問　應徴士の名稱は、新規の應徴者にばかり冠せられるのですか。

答　いいえ。民間工場で勤勞する應徴者は、新規、現員および工員、職員さては專務、社長の區別なくいづれも國家の名譽ある應徴士です。

問　食糧增產に挺身する者については徴用實施上特別の考慮をしますか。

答　食糧增產の緊急、重要性に鑑み、農業者の徴用については、十分考慮を拂つてゐます。

問　晝間學生には徴用がなく夜間學生に徴用があるのは、どのやうな理由ですか、私ども夜學生の向學心には晝間學生と少しも變りはない心算ですが。

答　徴用には晝間學生だからどうの、夜間學生だからどうのと區別はつけてゐません。ただ學校の種別によつて徴用の際に考慮してをります。

問　上級學校の受驗準備中、應徴しましたが、明年入學出來ましたら、徴用の方はどのやうになりますか。

答　應徴中に上級學校へ受驗するには、先づ工場側の諒解を得ねばなりません。そ

の上で入學が決定しました際は、修學に差支へないやう、徴用解除の手續をとることになつてゐます。

問　少年飛行兵の志願書を提出中に徴用の出頭命令書が來ました。念願の少年飛行兵受驗は斷念しなければならぬでせうか。

答　既に工場等で働いてゐる若い應徴士諸君の中からも志願し、少年飛行兵として決戰の大空へ集立つて征く者が少くありません。貴君の場合は、未だ出頭命令書だけで徴用されるか、どうか分りませんが、たとひ徴用されましても受驗出來るやう、むしろ工場の方から進んで色々取計らふやうになつてゐますから少しも心配はありません。

問　應徴中、陸海軍の學校へ志願出來ますか。

答　前の少年飛行兵志願の場合でも分ることと思ひますが、應徴中も陸海軍學校へ志願も出來ますし、工場でも色々志願の手續きを教へて呉れます。尚受驗の結果正式に合格が決定すれば、徴用解除の手續きがとられます。

問　應徴中に應召した場合、本人や留守宅の援護はどうなるでせうか。

答　應徴中に召集されると、工場側の申請に基づいて徴用は解除されますが、召集解除後、またその工場に戻つて働くといふことが分つてをれば、工場としては、それぞれ規定の「應召手當」を支給することになつてゐますから、かうした場合には、その意志のあるところを十分に工場側に傳へて征で立つて下さい。

尚留守宅へは軍人援護の立場から、必要に應じてそれぞれ溫かい援護の手が差伸べられますから少しも心配は要りません。

問　ある航空機工場に應徴中の青年ですが、軍屬として南方へ行くことは出來ませんか。

答　國家の要請に基き貴君は重要工場に徴用配置されてゐるのです。とくに航空戰力の優劣が今日の決戰を支配するといはれる時、重要な生產任務についてをられる貴君がたとひ一人でも職場を離れることは、航空戰力增强に影響を與へること少くありません。軍の方から特別の指名などがない限り、南方にゆくことは絕對に許されませ

ん。

問　現在のところ徴用解除される者の事情とか條件などについて敎へて下さい。

答　先づ前述のやうに入營、應召の場合はじめ陸海軍關係の學校、養成所などに入るときなどの場合と、それから應徴中職場で大きな怪我をし、不具者となり將來作業繼續が到底出來ない人や或は重い結核や長期の療養を要する疾病に罹つたやうな場合には、いづれも徴用解除されませうが、その他家庭的な事情とか、本人の希望などによつては徴用解除にならないと考へて間違ひありません。又徴用令書に書いてある徴用期間が滿了しても、現在のところ、いづれも徴用を更新し引續き職場で生產に御奉公して頂くやうな方針でをります。

問　目下某造船所に應徴中の鋲打工ですが、徴用滿期と同時に引續き本職工として勤務しこの決戰下一隻でも多くの船を作りたいと熱望してゐるのですが、希望は適へられますか。

答　結構なお考へです。それは國家としても造船所、工場としても貴方のやうな方

を多數望んでゐる次第です。この決戰に斷然勝ち抜くためには、貴方のやうに本腰を据ゑてかかつて戴くことが何より肝心なのです。折をみて造船所の勤務係の人にその旨を申出て下さい。會社では喜んで貴意に副ふべく早速その手續を進めてくれます。

問　出頭命令を受け徴用の銓衡を了へた者ですが、まだ殘念ながら徴用令書が來ませんので、進んで軍需工場に轉職したいと思ふのですが差支へないでせうか。

答　徴用銓衡をうけてから何日位たつてゐるのか知りませんが、徴用と決まれば、普通早くて二、三日、遲くて一、二週間のうちに徴用令書を交付される筈です。進んで軍需工場に入れないことはありませんが、そのあと直ぐに徴用令書が來ると、またそこを退職せねばなりません。徴用の出頭令書が交付されない前に進んで重要工場に挺身されることこそ望ましいことです。

問　應徴中に前の職場が企業整備で閉鎖してしまひましたが、私の身分や解除後の職場はどうなるのでせうか。

答　企業整備は米英擊滅に勝ち抜く戰力增强を期するために實施されたもので、整

備された事業の設備資材、勞力は擧げて重要産業に重點配置されるものです。貴方の元の職場はこの國策に副つて廢めた譯です。

從つて現在應徵中の職場は、國家的に緊要な職場で、應徵期間が滿了した後も、引續いて勤勞されることが望ましいのでありますが、どうしても將來他に轉職しなければならない事情がある時には、國民勤勞動員署で適職を斡旋いたします。

問 厚生省ではさきに應徵者について必要と認める時は、職場の配置轉換を行ふと新聞に發表されましたが、山形縣に家族を置いて東京の工場に應徵してゐる者なのですが、希望すれば山形附近の徵用實施工場に配置替へは簡單にやつて呉れるのでせうか。

答 應徵者の職場の配置替へを行ふ趣旨は、住宅、輸送、食糧難を極力緩和し一段と戰力增强を期すべく可能な範圍でこれを行はふといふ方針になつたのですが、さて實行に當るとなるとなかなか困難な問題に直面します。折角作業に慣れた應徵者を他へ移すと直ちに生產に響きますし、轉換先にその人に代るべき適當な人があればよいの

ですが、それも双方の條件がピッたり合へば都合よくゆくのですが……

例へば同一の會社で山形と東京に同じやうな工場があり、山形の工場にゐる人で東京に家族がゐるやうな場合は、この配置替へも樂にゆく譯です。應徵者の配置替については、目下愼重に名案を研究中であります。

問 職域徵用と指名徵用制度について說明して下さい。

答 從來の徵用は各人の居住地を基礎にした登錄によつて實施してゐましたので、會社や銀行等では、他の人では代へ難いやうな大事な人が徵用され、さうでない者が徵用されないといふやうなことがあつて、いろいろと不便が起ることがありましたので、このやうな不合理を是正するため今後は從來の居住地主義と並行して職域毎に徵用の可否を決定するといふ、所謂職域徵用制度を採用してゆかうとの方針になりました。

「指名徵用」といふのは、特定の人を特定の業務に徵用する特別の徵用方法であります。例へば諸君も新聞などで知られる陸海軍報道班員などはこの指名徵用によるもの

です。軍の情報宣傳要員として指命徴用を受けた報道班員は、いづれも情報宣傳に關して特種技能をもつた人達です。即ち新聞記者、寫直班或は畫家、文士、映畫技師などを日頃職域とする人々です。ですからこれらの人達を徴用する際は豫め徴用令書を交付する前に直接、間接に話合つて置きそれから徴用を實施するのが普通です。從つて一般のやうに出頭命令書を交付し徴用銓衡を行ふやうな事はありません。この情報宣傳以外にも〇〇建設の技術者、職員の指名徴用も行はれて居ります。

附錄

1 國民徵用令

改正 昭和十四年七月八日勅令第四百五十一號
改正 昭和十五年十月十九日勅令第六百七十四號
改正 昭和十六年十二月十六日勅令第千百二十九號
改正 昭和十七年一月二十七日勅令第二十八號
改正 昭和十七年十一月一日勅令第七百三十一號
改正 昭和十八年七月二十日勅令第七百八十一號
改正 昭和十九年二月十八日勅令第八十九號

第一條　國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用及國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク被徵用者ノ使用又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　徵用ハ國家ノ要請ニ基キ帝國臣民ヲシテ緊要ナル總動員業務ニ從事セシムル必要アル場合ニ之ヲ行フモノトス

第三條　徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者（以下要申告者ト稱ス）ニ限リ之ヲ行フ但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ要申告者以外ノ者ヲ徵用スルコトヲ得

第四條　本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務又ハ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル

工場事業場其ノ他ノ施設（以下管理工場ト稱ス）ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノトス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ施設（以下指定工場ト稱ス）ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得

第五條　徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣自ラ之ヲ行フ場合及第二十二條ノ二第一項ノ場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

第六條　總動員業務ヲ行フ官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主徵用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ管理工場ノ事業主ノ爲ス申請ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣ヲ經由スベシ

第七條　厚生大臣前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地（國民職業能力申告令第二條第一號乃至第五號ニ該當スル要申告者ニシテ職業ニ從事スルモノ又ハ現ニ使用セラルル官衙、管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムル爲徵用セラルベキ者ニ付テハ其ノ者ノ同令ニ依ル就業地又ハ當該官衙、管理工場若ハ指定工場ノ所在地）ヲ管轄スル地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ニ之ヲ通達スベシ